

第二十五項 平成十六年五月定例会

平成十六年五月定例会概括表

6月2日	5月31日	5月27日	月日
	<p>追加議案の送付書朗読</p> <p>正副委員長互選結果報告</p> <p>報告</p> <p>議長就任に伴う委員辞任</p> <p>属機関の委員の指名</p> <p>図書広報委員会及び各附</p> <p>新副議長就任の挨拶</p> <p>副議長退任の挨拶</p> <p>副議長の辞職願朗読</p> <p>副議長の紹介</p>	<p>議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読</p> <p>新任者の紹介</p> <p>議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読</p> <p>新任者の紹介</p>	<p>委員派遣要求承認の報告</p> <p>監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付</p> <p>議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読</p> <p>新任者の紹介</p>
	<p>特別委員会委員の辞任及び選任</p> <p>特別委員会委員の</p> <p>委員の選任</p> <p>び議会運営委員会</p> <p>常任委員会委員及</p> <p>副議長の選挙</p>	<p>議案の送付書及び意見書の処理結果の朗読</p> <p>新任者の紹介</p>	<p>選挙・指名</p> <p>会議録署名議員の指名</p>
<p>第九五号議案</p> <p>第一〇四号議案</p> <p>承第二号</p>	<p>第九五号議案、第一〇六号議案（追加）</p>	<p>第九五号議案</p> <p>第一〇四号議案</p> <p>承第二号</p>	<p>上程議案</p>
<p>一般質問 亀山豊文</p> <p>答弁 小寺知事 内山教育長 塩田警察本部長 高木総務担当理事 加藤農業担当理事 寺澤産業経済担当理事 小澤食品安全会議事務局長</p> <p>一般質問 黒沢孝行</p> <p>答弁 小寺知事 塩田警察本部長 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 川西県土整備担当理事</p> <p>一般質問 伊藤祐司</p> <p>答弁 小寺知事 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事</p> <p>一般質問 福重隆浩</p> <p>答弁 小寺知事 内山教育長 塩田警察本</p>			<p>質疑・一般質問・討論</p>
	<p>副議長の辞職許可</p> <p>特別委員会の設置及び所管事項の一部変更</p> <p>第一〇五号議案、第一〇六号議案、原案に同意</p> <p>請願の委員会付託</p> <p>休会の議決</p>	<p>議席の一部変更</p> <p>会期の決定</p> <p>知事の提案説明</p> <p>休会の議決</p>	<p>状況</p> <p>委員長報告・議決・その他</p>

6月11日	6月3日	
<p>議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>		
<p>第九五号議案 第一〇四号議案 承第二号 請願 議第六号議案 議第七号議案 第一〇七号議案、 第一〇八号議案 (追加)</p>	<p>第九五号議案 第一〇四号議案 承第二号</p>	
<p>委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論</p>	<p>一般質問 石原 条 答弁 塩田警察本部長 高木総務担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 桑原 功 答弁 小寺知事 塩田警察本部長 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 長谷川嘉一 答弁 谷口病院管理者 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 一般質問 松本耕司 答弁 小寺知事 持谷教育委員会委員長 内山教育長 塩田警察本部長 宮下保健・福祉・食品担当理事 加藤農業担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 狩野浩志 答弁 小寺知事 高木総務担当理事 川西県土整備担当理事</p>	<p>部長 谷口病院管理者 宮下保健・福祉・食品担当理事 寺澤産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p>
<p>委員長報告 第九六号議案、委員長報告のとおり修正可決 第九五号議案、第九七号議案、第一〇四号議案及び承第二号並びに各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定 議第六号議案、議第七号議案可決 特定事件の継続審査 第一〇七号議案、第一〇八号議案原案に同意 顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式</p>		<p>議案の委員会付託 休会の議決</p>

本会議第一日（五月二十七日）

◎議席の一部変更

金田賢司議員の辞職に伴い着席のとおり変更することに決定

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

監査委員及び包括外部監査人の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

内山征洋教育長（四月一日付）

高木 勉総務担当理事（四月一日付）

大塚克己企画担当理事（四月一日付）

宮下智満保健・福祉・食品担当理事（四月一日付）

二見秀隆環境・森林担当理事（四月一日付）

加藤光治農業担当理事（四月一日付）

寺澤康行産業経済担当理事（四月一日付）

川西 寛県土整備担当理事（四月一日付）

◎会議録署名議員の指名

大沢幸一、須藤昭男、安樂岡一雄の各議員を指名

◎会期の決定

会期は五月二十七日から六月十一日までの十六日間とする
ことに決定

◎議案の上程

第九十五号議案 平成十六年度群馬県一般会計補正予算（第二号）

第九十六号議案 群馬県犯罪防止推進条例

第九十七号議案 群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例

第九十八号議案 群馬県税条例の一部を改正する条例

第九十九号議案 群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例

第一百号議案 群馬県建設業法関係手数料条例の一部を改正す
る条例

第一百一号議案 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例

第一百二号議案 前橋工業団地造成組合規約の一部変更について

第一百三号議案 高崎工業団地造成組合規約の一部変更について

第一百四号議案 八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更につ
いて

承 第二号 専決処分承認について

承 第二号

承 第二号

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は予算関係一件、事件議案十件、合計十一件で
あります。

まず予算関係であります。これは債務負担行為の補正を行うもので、期間が来年度にわたる契約を締結しようとするものであります。

次に、事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第九十六号議案は、治安回復推進条例を制定しようとするものであります。犯罪認知件数が年間四万件を超え、治安の悪化が県民に大きな不安を与えています。そこで、あいさつの励行や自主防犯パトロールの実施など、県民・事業者・行政・警察が一体となって犯罪の起こりにくいまちづくりを進めようとするものであります。

第四百四号議案は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更についてであります。この度、事業費の増額など基本計画の変更について意見を求められたものであります。群馬県としては、事業費の内容について国に詳細な説明を求めるとともに、事業費のさらなる圧縮や地方負担の軽減、適切な情報提供等を国に要請してまいりました。そして、この度、国からの回答と協力要請があり、また、下流都県がすべて同意する等の状況を踏まえ、慎重に判断した結果、地元の生活再建対策に万全を期すること、さらなるコスト削減を図ること、自然環境保全等環境保全対策に万全を期すことなどの意見を付して同意することとしたいと考えております。

◎休会の議決

五月二十八日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（五月三十一日）

◎副議長の辞職

秋山一男副議長から辞職願いが提出され、採決の結果許可された。

◎副議長退任のあいさつ

◎副議長の選挙

原 富夫議員 当選

◎副議長就任あいさつ

原 富夫副議長

◎常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎特別委員会の設置及び所管事項の一部変更並びに特別委員会委員の辞任及び選任

「元氣な群馬づくり」、「未来を拓く人づくり」の各特別委員会を廃止し、「人づくり特別委員会」、「環境共生社会特別委員会」、「地域機関改革特別委員会」を設置するとともに、「安全・安心な暮らし特別委員会」の所管事項の一部を変更するこ

とを決定

設置された各特別委員会の委員並びに「安全・安心なくらし」及び「決算」の各特別委員会委員の辞任に伴う選任については、配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

図書広報委員会委員及び各附属機関の委員について、配付の名簿のとおり指名

矢口 昇議長から議長就任に伴い、総務常任委員会委員辞任の報告

各委員会の正副委員長互選の結果報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第一百五号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

第一百六号議案 議会の議員のうちから選任される監査委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

本日追加提出いたしました議案について御説明申し上げます。

追加提出議案は、監査委員の選任についてであります。これは、議会の議員のうちから選任いたしました監査委員腰塚 誠氏及び安樂岡一雄氏が五月三十日に辞任されましたので、その後任者と

して、金子泰造氏及び南波和憲氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決
各議案は原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

委員会条例の一部改正に伴い、継続審査中の請願は、新常任委員会の所管事項に従い、改めて付託した。

五月二十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月一日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第三日（六月二日）

◎一般質問（第九十五号から第百四号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 亀 山 豊 文

1 治安回復について

2 食育の推進について

3 機構改革について

- 4 わかりやすい授業について
- 5 平成十五年度の決算見直しについて
- 6 消防団の活性化への取り組みについて
- 7 コイヘルペスウイルス病について
- 8 若者の就職支援について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 八ッ場ダムについて
- 2 救急医療体制について
- 3 指定管理者制度の問題点について
- 4 汚水処理計画について
- 5 治安回復推進条例について

三 日本共産党県議団 伊 藤 祐 司

- 1 年金「改革」法案について
- 2 八ッ場ダムについて
- 3 市町村合併について
- 4 高崎市の小児救急医療について
- 5 治安改革推進条例について
- 6 県職員の適正な配置について

四 公 明 党 福 重 隆 浩

- 1 介護予防戦略について
- 2 音楽療法について
- 3 郷土芸能の保護育成について

- 4 雇用対策について
- 5 通学路の安全確保について

亀山豊文議員 ― (略) ―

最初に、治安回復についてでございます。

本県における犯罪件数は、依然として増加を続けておりまして、昨年の刑法犯認知件数は初めて四万件を突破し、県民の日常生活に大きな不安と脅威を与えております。犯罪を減らすためには、警察による取り締まりだけでなく、行政・関係機関・団体・地域住民が一体となって犯罪の防止に取り組む必要があるのではないかと思います。今議会には、このような取り組みの基本となる治安回復推進条例が提案されておりますが、この条例の基本的な考え方を知事にお伺いをいたします。

小寺弘之知事

まず、治安回復推進条例の基本的な考え方についてであります。御指摘のとおり、最近、日本全体での治安の悪化が懸念されておりまして、群馬県においても、昨年、刑法犯の認知件数が戦後最悪を更新するなど、県民の間でそうしたことに対する不安感が募っているところでございます。この原因は様々なものがあると思えますけれども、経済的に豊かになっただけとはいっても、モラルが低下してきたとか、あるいは社会の仕組みが前と変わってきたとかいうことであります。以前は、地域の仕組み、組織などががちりと固まっております。そうしたことにいわゆる拘束感もあったわけですが、それがだんだんと世の中が発展してき

て自由度を増してくる。それは大変結構なんです。が、一面、周りのことに関して無関心であるというような社会の風潮になったことも事実であります。社会が発展していくためには、治安を確保しておくというのが最も大切な、基礎的な条件であると思います。

昨年七月の知事選挙に際して、私もこのことを憂慮して、今の犯罪件数を少なくとも十年後には半減しようではないかというところで、みんなの協力を得て十年後の犯罪件数を群馬県としては二万件以下にするという大きな目標を掲げたところでございます。今議会に提案しております「治安回復推進条例」は、そういった意味で提出したのであります。治安があらゆる社会活動の基盤であることに鑑みて、犯罪の起こりにくいまちづくりを進めて、安全な社会の実現社会の実現を図ることを目的として制定しようとするものであります。治安回復に向けての今後の県の取り組みの基本になるものと考えております。

この条例案は、昨年十一月に設置した「群馬県治安回復県民会議」の議論等を踏まえて作成したものであります。全国でもこういった条例制定が行われつつありますが、そういう共通なものとして、全国的に見て初めて取り上げたものとしては、「あいさつの励行」、「地域の行事への参加」などを通じて良好な社会の形成に努めていくことを条例の中に明文化しております。人と人が会ったらあいさつを交わすということは、これは当たり前のことなのではあります。当たり前前のができないからこそ、今の社会にはこういった取り組みも必要ではないかと考えております。

この条例の制定を契機に、県民生活の安定に向けて、群馬県が安全で安心して暮らせる県となるよう二〇〇万県民の皆さんと手

を携えて治安回復に尽力してまいりたいと思っております。

亀山豊文議員——(略)——

次に、食育の推進についてでございます。

「人は食べて生きています。」、一昨年の9月定例県議会で成立した農薬適正使用条例の前文はこのような書き出しで始まっております。この前文は小寺知事が起草したと聞いております。この前文冒頭が示すとおり、「食」は生きる上での基本であります。戦後から高度成長期、バブル経済成長期を経て、我が国の食生活や食を取り巻く環境は大きく変化し、この間、生活習慣病の増加や食を大切にする心の欠如、食品の安全性の失墜など、食に関する様々な問題が浮き彫りにされております。

こうした中、最近では、食を巡る様々な社会情勢を背景に、いわゆる「食育」が注目されてきております。国においても「食育基本法」の制定の動きがあると聞いております。「食育」を通じて、すべての県民が生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことが大切であり、とりわけ次世代を担う子どもたちが豊かな人間性を育み、心身ともに健全に育成されることが私たちの望みでもあります。県としても、知事の進める総合行政において、全国に先駆けた取り組みとして「食育」を推進する必要があると思っております。が、知事に基本的な考え方を伺いをいたします。

小寺弘之知事

食育の推進についてお答えいたします。

食は、まさに命の根本であり、生涯にわたり健康な体を培い、

豊かな心や人間性を育ていく基礎であります。このような考えに基づき、平成十四年に部局を横断した「食品安全会議」を設置いたしました。また、全国に先駆けて「農薬適正使用条例」を制定いたしました。また、平成十五年には「食品安全検査センター」を開所するなど、様々な食品に関する先駆的な取り組みをしてきたところであります。

しかし、最近、議員御指摘のとおり、食を巡る様々な問題が顕在化してきております。これらの問題を解決するには、「食育」という基本的なことが大切であるということがわかってきたわけでありまして、「食育」に対して積極的に取り組まなければならぬと思っております。

「食育」の基本は、まず、食について関心を持ち、食の大切さを理解することにあります。そして、食品の安全はもとより、正しい食習慣や栄養などについて理解をして、農林業などの大切さや日本の食糧事情などについても理解を深めて、さらに食文化にも触れるといった、食をいろいろな面から学ぶことでもあります。その結果として、食に関する適切な判断力が養われ、また、豊かな食文化が継承され、さらには地域の発展にも寄与していくものと考えております。

群馬県は「子どもを育てるなら群馬県」ということを県政の目標として掲げております。次世代を担う子どもたちが食について学び、健全に成長していくことが将来の群馬の発展の基礎であります。そうした子どもを教育していくことも、現代に生きる我々の責任であると考えます。

今年四月から理事制を導入するなど、いろいろなことに総合的

な観点から行政を進めていこうという体制になっております。「食育」についても、こうした総合行政のもとで全国に誇れる食育推進県を目指して、全庁を挙げた取り組みとして着実に進めてまいりたいと思っております。

本会議第四日（六月三日）

◎一般質問（第九十五号から第百四号までの各議案及び承第二号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 石原 条

- 1 黒バイの活動について
- 2 人口増地域における治安の維持について
- 3 海外における県内NPO等の活動について
- 4 （仮称）藪塚インターチェンジアクセス道路の整備促進の考え方について
- 5 第三セクターわたらせ渓谷鐵道の現状と県の対応について

二 フォーラム群馬 桑原 功

- 1 青少年保護育成条例について
- 2 理事制、二十四時間県庁について
- 3 職員の意識改革と健康管理について
- 4 耕作放棄地について

三 自由民主党 長谷川 嘉一

- 1 県立がんセンターの機能の充実について
- 2 県立小児医療センターにおける障害者のための三次歯科医療について
- 3 治安の回復に向けた群馬県の取り組みについて
- 4 「重粒子線治療施設」を群馬大学に設置するための取り組みについて

四 自由民主党 松本 耕司

- 1 真の地方分権実現の為の全国知事会の取組みについて
- 2 子どもの健全育成に関する大人のかかわりについて
- 3 凶悪犯罪増加にあたっての危機管理について
- 4 児童虐待に対する本県の取組みについて
- 5 本県農業振興策に対する今後の方針について
- 6 東毛広幹道と国道一二二号線バイパスについて

五 自由民主党 狩野 浩志

- 1 市町村合併に対する知事の姿勢について
- 2 スマートインターチェンジについて
- 3 北朝鮮拉致問題について
- 4 職員定数について

石原 条議員―(略)―

最後になりますが、第三セクターわたらせ渓谷鐵道の現状と県の対応につきまして質問をいたします。

わたらせ渓谷鐵道は、群馬県の桐生市から栃木県足尾町を結ぶ四四・一キロメートル、五市町村を結び、大正三年足尾線としての開業以来、九十年以上の歴史があります。足尾銅山が華やかにし頃の面影を引きずりつつも、現在は朝夕の中・高校生の通学に、また、沿線の高齢者の買い物や通院の足としての利用もなされており、しかしながら、現在のわたらせ渓谷鐵道の運営は大変厳しいものがあり、最近ではアンケートによる調査も行われ、今後の存続を心配する住民の声も聞こえてきております。

そこで、何点かお伺いをいたします。

まず、最初に、経営状況でございますが、JRから第三セクターに移行してからの乗車人員と経営状況を比較すると、JR時代の昭和六十三年度が五十万四千六十五人の乗降客がありました。これは桐生駅を除いておる数字であります。そして、第三セクターに移行しました平成元年には九十三万七千三百二人に増加をし、ピーク時の平成六年度には百六万四千八百九人とJR時代からは増加をいたしました。しかし、平成十五年度には六十九万二千九十四人となり、ここに来て右肩下がりの状況となってきました。経営損益につきましても、JR時代の慢性的な大幅赤字からは脱却をしたものの、平成十四年度の経常損益は約一億三千六百万円の赤字というふうになっております。

もちろん、関係する沿線市町村も手をこまねているわけではありません。本日も来ておりますけれども、勢多郡東村では、「わたらせ渓谷鐵道花ごよみの会」という組織を立ち上げ、交通弱者である高齢者や学生の足の確保のために様々なイベント事業や情報発信を行っておりますし、富弘美術館などもタイアップをし、

様々な企画事業を行っておるところでございます。このように、わたらせ渓谷鐵道は長い間地域住民の足として利用されてきており、現在も地域住民による様々な活性化への取り組みも行われております。

そこでお伺いをいたしますが、県では、わたらせ渓谷鐵道の現状をどう捉え、また、今後発生するであろう赤字を含む様々な問題を踏まえ、第三セクターわたらせ渓谷鐵道の存続についてどう考えているのか、県土整備担当理事にお伺いをいたします。

川西 寛県土整備担当理事

続きまして、第三セクターわたらせ渓谷鐵道の現状と県の対応につきましてお答えを申し上げます。

まず、わたらせ渓谷鐵道の現状についてでございますが、議員も御指摘のとおり、輸送人員は開業当初から増加してまいりましたが、平成六年度の約百六万五千人をピークといたしまして、その後は減少に転じ、平成十五年度はピーク時の三分の二以下の七十万人を割り込むような状況となっております。

この間、わたらせ渓谷鐵道株式会社におきましても、トロック列車やお座敷列車の導入など収入増加対策をとってまいったわけでございますが、平成八年度の三億三千万円余をピークといたしまして鉄道営業収入は減少を続けておりまして、昨年度は約一億六千万円弱の経常損失、いわゆる赤字となる見込みでございます。

次に、県の鉄道存続に関します基本的な考え方でございますが、従来から支援の前提といたしまして、まず一つ目として、県内交通体系の重要な路線であること、二つ目といたしまして、利用者

数からバス輸送による代替措置が適当でないこと、三つ目といたしまして、地域振興の観点からも重要な路線であること、四つ目といたしまして、沿線市町村及び住民が路線存続に熱意を持っていること、最後五つ目でございますが、いわゆる赤字補てんを目的とする補助としないこと、こういったことを掲げさせていただいております。

わたらせ渓谷鐵道につきましても、このような前提条件が満たされる必要があるというふうに考えておりますが、特に当該路線につきましても、現状の利用者が他の鉄道と比較しましても大幅に少ないことや、急峻な地形や老朽化した施設を有するという厳しい現実がある一方で、地域の公共交通として重要な役割を担っているという点など、わたらせ渓谷鐵道固有の特性も考慮する必要があるというふうに考えております。

このため、沿線市町村、栃木・群馬両県で構成いたします「わたらせ渓谷鐵道再生等検討協議会」におきまして、住民へのアンケート調査を実施いたしました。それによりますと、鉄道の利用率はそれほど高くなく、特に桐生市、大間々町で低いこと、また、「廃止された場合に困る」と回答された割合も桐生市や大間々町では低く、黒保根村、勢多郡東村、足尾町では比較的高いというように地域間で格差が見られるような結果となっております。このため、現在住民との共同作業でございますワークショップ、いわゆる研究会でございますとか、訪問による意向調査、鉄道利用の実態調査などを引き続き行っておりまして、住民意識の正確な把握や利用促進策の検討を進めているところでございます。

また、専門家に当地域におきます交通ネットワークのあり方や

安全対策につきまして調査を委託し、支援方法や経費などの検討を行っているところでもございます。

県といたしましたは、これらの調査結果と先ほど述べました鉄道支援に対します基本的な考え方をもとにいたしました「わたらせ渓谷鐵道再生等検討協議会」において総合的に検討し、十月には一定の結論を得たいというふうに考えております。

◎議案の委員会付託

第九十六号議案については、安全・安心なくらし特別委員会に付託することに決定

第九十六号議案を除く各議案及び承第二号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

六月四日及び七日から十日までの五日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（六月十一日）

◎第九十五号から第百四号までの各議案及び承第二号並びに各請願を議題とした委員長報告

木暮繁俊保健福祉常任委員長、金子一郎環境農林常任委員長、真下誠治産業経済常任委員長、松本耕司県土整備常任委員長、田所三千男文教警察常任委員長、金田克次総務常任委員長、山

本 龍人づくり特別委員長、安楽岡一雄安全・安心なくらし特別委員長、星野 寛環境共生社会特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があつた。

○木暮繁俊保健福祉常任委員長（概要）

最初に、保健・福祉・食品局関係であります。まず介護保険制度に関連して、制度の信頼を得るためには、人材の確保や育成が大切であるとの認識が示されたうえで、給付と負担のバランスや今後の対応などについて質疑されるとともに、施設管理者や従事者の資質を高める対策などについて議論されました。

次に、生活保護関係では、前橋市や伊勢崎市などの市部で被保護世帯が急増している中、ケースワーカーの数や、申請から保護の可否等の決定までの期間、申請者への接し方などについて質疑されるとともに、市町村合併後の市の福祉事務所に対する県の支援などについて見解が求められました。

また、医療行政に関連して、救急医療体制の整備には、地域の実情を考慮することが重要である旨の認識が示されたうえで、専門医の確保の必要性や医療機関の機能分担などについて質疑されるとともに、群馬大学医学部と話し合い、よりよいシステムをつくってほしい旨の要望がありました。

続いて、病院局関係では、最先端医療機器の設置が進む中、医師等が使いこなせず、医療ミスにつながるような状況があるという認識が示されたうえで、高度先端医療の体制づくりについて質疑されるとともに、このような医療機器を使いこなせる優秀な医師を養成する研修環境づくりが大切である旨の要望意見がありま

した。

○安楽岡一雄安全・安心なくらし特別委員会委員長（概要）

初めに、コイヘルペスウイルス関連では、衛生環境研究所と水産試験場が開始した共同研究の具体的な内容、成果、結果判明に要する期間について質疑されるとともに、生産者に対する風評被害対策と消費者への正確な情報提供、さらに、感染経路等の早期解明について要望がありました。

続いて、「群馬県治安回復推進条例」案に関連して、コミュニティの形成や自主防犯活動の促進など、実効性のあるものとするために今後どう取り組むかについて質されたほか、警察官増員に対応した配置計画や犯罪が増加傾向にあることについての当局の認識について質疑されました。また、条例の提案を評価する一方、「治安」という言葉の使用については慎重に判断する必要があるとの意見が述べられ、熱心に議論が交わされました。

さらに、防犯カメラの設置についてはプライバシーの問題もあり慎重な取り扱いが必要であるとの認識のもと、当局の見解が求められました。

続いて、食の安全・安心に関連して、食品表示ウオッチャーの活動状況や食品表示の立入調査、「食品安全基本条例」と「食品安全基本法」の整合性、さらには「農薬読本」の内容について質疑されました。

また、「農薬適正使用条例」が施行されたことによる栽培履歴の記帳指導と記帳の努力義務化に伴う生産農家への支援、さらに、特別栽培農産物の取り組み農家が減少した理由やその支援策につ

いて議論されたほか、野生キノコを解説した小冊子の作成について要望がありました。

次に、救急医療対策では、設置が予定されている「保健医療対策協議会」について、各医療圏ごとの設置などが質されるとともに、東毛地域の医療体制の整備について当局の見解が求められました。

さらに、東毛地域の小児救急医療体制の充実に向けた検討をするよう強く要望されました。また、昨年度話題となった精神障害者の移送問題では、その後の状況と今後の課題について質疑されました。

このほか、青少年の健全育成や自主防災組織の育成及び県民防災塾の活動指針、今年6月から第2種免許が必要となった運転代行業の取り締まり状況など幅広く議論されました。

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝 一部反対の討論

◎採決

第九十六号議案は委員長報告のとおり修正可決

第九十六号議案を除く各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第六号議案 北関東自動車道の早期完成に関する意見書

議第七号議案 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決
各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査
配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告
追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程
第一百七号議案 公安委員会委員の選任について
第一百八号議案 収用委員会予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は公安委員会委員の選任及び収用委員会予備委員の選任についてであります。

まず、公安委員会委員の選任については、現委員の森喜美男氏の任期が七月九日をもって満了となりますので、その後任者として末村重雄氏を選任しようとするものであります。

また、収用委員会予備委員の選任については、予備委員の武井

上巳氏の任期が六月十二日をもって満了となりますので、その後任者として武井上巳氏を再任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略し、採決

各議案は原案に同意することに決定

◎顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞 矢口 昇議長

・群馬県議会顕彰状授与 矢口 昇議長

田島雄一議員（藍綬褒章受章者）

・知事感謝状贈呈 小寺弘之知事

田島雄一議員（藍綬褒章受章者）

・祝辞 青木秋夫議員

・謝辞 田島雄一議員

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案十五件（うち可決十四件、修正可決一件）

議員提出議案二件（うち可決二件）

二 請願の審査状況

請願三十二件（うち採択二件、不採択一件、審査未了五件、

継続審査二十四件）

第二十六項 平成十六年九月定例会

平成十六年九月定例会概括表

月 日	9 月 2 2 日	9 月 2 8 日	議 論	
<p>諸般の報告・紹介 委員派遣要求承認の報告 平成一五年五月定例会から平成一六年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第一号を配付 監査委員の監査報告の配付 議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書並びに意見書の処理結果朗読 新任者の紹介 教育委員会の意見書の配付</p>	<p>選 挙 ・ 指 名 会議録署名議員の指名</p>	<p>上 程 議 案 第一〇九号議案 第一二五号議案 承第三号 平成一五年度群馬県公営企業会計決算認定の件</p>	<p>質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 討 論 大澤正明 内山教育長 高橋警察本部長 宮下保健・福祉・食品担当理事 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 二見環境・森林担当理事 寺澤産業経済担当理事 早川昌枝 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 二見環境・森林担当理事 小島明人 内山教育長 高橋警察本部長 宮下保健・福祉・食品担当理事 加藤農業担当理事</p>	<p>状 況 委員長報告・議決・その他 会期の決定 知事の提案説明 教育委員会に意見を聴取 請願の取り下げ 請願の委員会付託 休会の議決</p>

9月30日	9月29日
追加議案の送付書朗読	
<p>第一〇九号議案 第一二五号議案 承第三号 平成一五年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件 第一二六号議案 第一三一号議案 (追加)</p>	<p>第一〇九号議案 第一二五号議案 承第三号 平成一五年度群馬 県公営企業会計決 算認定の件</p>
<p>一般質問 金子一郎 答弁 谷口病院管理者 宮下保健・福祉・ 食品担当理事 二見環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 須藤昭男 答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担 当理事 大塚企画担当理事 宮下保健・ 福祉・食品担当理事 寺澤産業経済担当 理事 川西県土整備担当理事 一般質問 岩井均 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本</p>	<p>理事 一般質問 萩原康二 答弁 小寺知事 谷口病院管理者 高木総 務担当理事 加藤農業担当理事 川西県 土整備担当理事 一般質問 塚原 仁 答弁 内山教育長 谷口病院管理者 高木 総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担 当理事 二見環境・森林担当理事 一般質問 星野 寛 答弁 小寺知事 内山教育長 谷口病院管 理者 二見環境・森林担当理事 川西県 土整備担当理事 小澤食品安全会議事務 局長 一般質問 織田沢俊幸 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 宮下 保健・福祉・食品担当理事 二見環境・ 森林担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 新井雅博 答弁 小寺知事 高木総務担当理事 大塚 企画担当理事 宮下保健・福祉・食品担 当理事 二見環境・森林担当理事 加藤 農業担当理事 寺澤産業経済担当理事 川西県土整備担当理事</p>
<p>知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一二八号議案、第一三一号、 原案に同意 原富夫副議長の発言の一部訂正 を求める動議、可決 発言の訂正 議案の委員会付託 休会の議決</p>	

10月13日	
<p>人事委員会の意見書の配付 人事委員会の報告の配付 新任者の紹介 議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読</p>	
<p>第一〇九号議案 第一二七号議案 承第三号 請願 議第八号議案 議第一六号議案 議第一三二号議案 平成一五年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算の認定の件（追 加）</p>	
<p>委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論 議第一一〇号、議第一二二号及び議第一六号の 各議案に対する討論 早川昌枝 反対討論 議第一五号議案に対する討論 黒沢孝行 反対討論</p>	<p>部長 谷口病院管理者 二見環境・森林 担当理事 加藤農業担当理事 川西県土 整備担当理事 一般質問 山本 龍 答弁 小寺知事 高木総務担当理事 大塚 企画担当理事 一般質問 秋山一男 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 高木総務担当理事 寺澤産業経済 担当理事</p>
<p>教育長の陳謝 委員長報告 第一〇九号議案、第一二七号議 案及び承第三号並びに各請願は 委員長報告のとおり可決、承認 及び決定 議第八号、議第一三三号及び議第 一六号の各議案は原案のとおり 可決 長崎博幸議員の議第一四号議案 の提案説明 議第一四号議案、否決 岡田義弘議員の議第一五号議案 の提案説明 議第一五号議案、原案のとおり 可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 決算認定の特別委員会付託 第一三二号議案、原案に同意</p>	

本会議第一日（九月二十二日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告

平成十五年五月定例会から平成十六年二月定例会までの間に採択された請願の処理経過及び結果報告書第一号を配付

監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び公営企業会計決算の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎新任者の紹介

家崎 智公安委員会委員長（七月二日付）

末村重雄公安委員会員（七月十日付）

高橋泰博警察本部長（八月二十日付）

◎会議録署名議員の指名

橋爪洋介、木暮繁俊、塚越紀一の各議員を指名

◎会期の決定

会期は九月二十二日から十月十三日までの二十二日間とすることに決定

◎議案の上程

第九十九号議案 平成十六年度群馬県一般会計補正予算（第三号）

第一百十号議案

平成十六年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算（第一号）

第一百十一号議案

平成十六年度群馬県病院事業会計補正予算（第一号）

第一百十二号議案

群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

第一百十三号議案

群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例及び群馬県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一百十四号議案

勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する処分に伴う関係条例の整理に関する条例

第一百十五号議案

群馬県保健師助産師看護師准看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

第一百十六号議案

群馬県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第一百十七号議案

群馬県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

第一百十八号議案

群馬県建築士法施行条例の一部を改正する条例

第一百十九号議案

群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例

第一百二十号議案

群馬県公営企業の設置等に関する条例及び群馬県水道用水料金徴収条例の一部を改正する条例

第二百一十一号議案

群馬県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第二百二十二号議案 群馬県病院事業職員定数条例の一部を改正する

条例

第二百二十三号議案 伊勢崎市、佐波郡赤堀町、同郡東村及び同郡境

町を廃し、その区域をもって伊勢崎市を設置することについて

第二百二十四号議案 太田市、新田郡尾島町、同郡新田町及び同郡敷

塚本町を廃し、その区域をもって太田市を設置することについて

第二百二十五号議案 事務委託の廃止に関する協議について

承 第 三 号 専決処分の承認について

平成十五年度群馬県公営企業会計決算の認定について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係三件、事件議案十五件、決算認定一件、合計十九件であります。

今回の補正予算では、一、制度融資や治安対策など緊急に対応が必要な事項について予算措置を行う。二、県債の増発や基金の取り崩しは行わず、財政の健全化を図る。三、既定経費の見直しにより経費の節減を図り、より緊急度の高い事業に振り替えて機動的な予算執行を図る。四、「ぐんま新時代」型の当初予算をより効率的・効果的に執行することに全力を挙げる。この四つを基本方針として補正予算を編成いたしました。

県単独公共事業は、景気の回復が実感できない中小企業に配慮し、維持補修経費を中心として増額したところであります。

治安対策では、犯罪件数が引き続き増加傾向にあることから、駅周辺における自転車の盗難や少年犯罪を防止するため防犯パトロールを実施するほか、各家庭や各家庭における防犯対策の一層の普及を図ることといたしました。

福祉予算では、増加している児童虐待対策として、入所施設に保護されている虐待児などの処遇向上を図るため、専任職員増員などにかかる経費を新たに措置することとしました。

一方、内部事務に係る人員と経費を削減し、県民サービスへ振り向けることを目的として総務事務の集中化に取り組むなど、行政改革を断行してまいります。

なお、現在の財政状況を踏まえ、既決事業の見直しや事務費の節減により補正財源を捻出するとともに、財政の健全化を視野に、県債の増発や基金の取り崩しは見送ることといたしました。

今回の補正予算の総額は五十九億七千二百三十四万円となり、現計予算額と合算いたしますと七千九百九十五億七千八百三十四万円となります。この財源としては、繰越金、諸収入などを計上しております。

次に、事件議案であります。第百十二号議案は、公の施設に係る指定管理者制度を導入するため、指定管理者の指定手続など基本的な事項を定めようとするものであります。また、第百二十三号議案、第百二十四号議案は、それぞれ合併により新市を設置しようとするものであります。

◎意見の聴取

第百十三号議案については群馬県教育委員会に意見の聴取を

行う。

◎請願の取り下げ

環境農林第一号の請願について、提出者から取り下げ願いが提出され、承認することに決定

◎請願の委員会付託

九月十五日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会及び議会運営委員会に付託した。

◎休会の議決

九月二十四日及び二十七日は、議案調査のため、本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（九月二十八日）

◎諸般の報告

第百十三号議案について、群馬県教育委員会から提出された意見書を配付

◎一般質問（第百九号から第百二十五号までの各議案及び承第三号並びに平成十五年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 大澤 正明

- 1 平成十六年度九月補正予算について
- 2 地域機関の再編整備について
- 3 高崎競馬について
- 4 三位一体改革について
- 5 温泉の不適正表示問題について
- 6 少子化問題について
- 7 指定管理者制度について
- 8 治安回復に向けた県警察の取り組みについて
- 9 埋蔵文化財保護対策について
- 10 栄養教諭制度の創設について
- 11 工業団地の分譲状況と企業局の取り組みについて

二 フォーラム群馬 塚越 紀一

- 1 県民意識調査への見解と雇用への取り組みについて
- 2 県立病院問題について
- 3 指定管理者制度について
- 4 地域機関の再編について
- 5 不正軽油の撲滅対策について
- 6 デイリーゼル車排ガス規制の効果について
- 7 児童虐待対策における警察と行政の連携について
- 8 観光立県への取り組みについて
- 9 廃キャベツを利用した研究の今後の展開について

三 日本共産党県議団 早川 昌枝

- 1 三位一体改革が県財政と県民生活に与える影響とその対応について
- 2 介護保険制度の見直しに伴う県の対応について
- 3 産業廃棄物中間処理施設建設に関わる問題について
- 4 「群馬県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」について

四 公 明 党 小 島 明 人

- 1 知事の政治姿勢について
- 2 地球温暖化防止活動推進センターの設置について
- 3 アテネオリンピック開催を契機とした本県のスポーツ振興策について
- 4 子ども安全対策について
- 5 PCB廃棄物対策について
- 6 河川の水質保全対策について
- 7 家畜排せつ物対策について
- 8 主要地方道藤岡大胡線と旧前橋古河線の交差点付近の拡幅について

塚越紀一議員―(略)―

二点目は、県立病院問題についてでございます。

この二十二日から始まりました県議会におきまして、病院局の職員数を五十人に増員する条例改正案が上程されております。小児医療センターの新病棟が四月に完成する予定であり、病床数が一〇三から一五〇に増える。そして、新病棟は出産前後の母体、

胎児、新生児の一貫した周産期医療の提供、急性・重症疾患児に対する総合的・一時的な集中治療などを含めまして、新たに産科病棟、産科外来を設置するほか、小児特定集中治療室、循環器科、血液腫瘍科病棟なども整備するために、医師や看護師、助産師の増員が必要となるということで、県は、ほかの三県立病院の職員数見直しを含めて適正配置を進めていくというふうに言われております。

また、県立心臓血管センターでも、リハビリパークが完成し、患者の治療に向けたさらなる施設の十分な活用・充実が求められるところでありますが、多くのボランティアの人々の大きな協力によって、欧米諸国のような市民参加型の病院経営も視野に入っているというふうに聞いております。さらには、がんセンターも規模拡大に向け一日も早い完成が強く望まれているところであります。

一方で、県の財政状況から、一般会計から病院局への繰り出しが増額する情勢にはなく、平成十六年度においては、約四億円もの削減がされております。このような状況の中で、平成十五年度の病院会計は、約十一億円の赤字を計上いたしました。経営改善のための病院局、各病院での内部努力により経費節減に努めるのは当然のことではありますが、県民のニーズに応え、病院規模の拡大を一方で行うのであれば、それに見合う財政的支援もまた必要ではないかというふうに考えております。

今後の病院経営の展望はどのように考えておられるのか、基本的理念・構想をお尋ねいたしておきます。―(略)―

谷口興一病院管理者

御質問にお答えいたします。

県立病院は、心臓血管センター、がんセンター、精神医療センター、小児医療センターの四つに特化された専門病院から成っております。このような専門病院群だけの県立病院というのは、全国的にも極めてまれでございます。このように、高度専門病院に特化することは、高度な技術を必要としますが、必然的に不採算、あるいは特殊な部門も受け持っていかなければならなくなっております。病院経営のうえでは、こういった理由からかなり厳しいものがあります。しかしながら、県立病院が専門・特化するにより、民間病院や他の公的・私的総合病院との連携がより容易となり、医療資源の有効な活用と県全体の医療水準の向上が図られるものと考えております。

県立病院運営の基本的な理念でございますが、私たちは五つの原則を立てております。すなわち、その第一は、高度の診療技術を駆使して、最高の医療を県民に提供することであり、その第二は、秀抜な発想のもとに、臨床データを体系的にまとめ、研究業績として国内外の医学研究会に発表して、医学界へ貢献することであり、その第三は、教育体制の充実、専門医療技術の研修制度、あるいは研究発表などによって、優れた医師や医療技術者を育成することにあります。そして第四はとして、患者サービスの向上を図り、第五としては、経営のレベルアップを常に考えていくこととあります。これらの原則を進めるには、長年の古い習慣や、あるいはさまざまな運営、あるいは無駄を抽出して徹底的に改革をすることが必要でございます。

各病院の構想について述べますと、心臓血管センターは、世界に誇れるリハビリパークと総合リハビリ棟が完成し、さらに手術の設備が整ってききましたので、年間に三千例以上の心臓カテーテルが可能となり、あるいは四百例以上の心臓手術が可能となっております。また、多くのボランティアの協力により県民参加型の病院となってきましたので、これをさらに進めて行くつもりでございます。

次に、がんセンターでございますが、現在、職員全体の意見を盛り込んだ新しい病院建設に向けて設計変更鋭意取り組んでいるところであります。本年度中には工事に着手したいと考えております。心臓血管センターが救急病院であるのに対して、がんセンターは慢性病院であります。したがって、外来診療やあるいは手術療法の充実のほかに、群馬大学と協力をして新しい放射線療法への導入にも力を入れていきたいと考えております。なお、将来的にはホスピス医療や緩和ケアなども視野に入れていかなければならないと考えております。

精神科医療について見ますと。県内民間病院にかなりのベッド数がございますので、慢性の患者に関してはできるだけ民間病院にお願いをして、県立精神医療センターは精神科救急医療に専念していきたい、そして県内のニーズに定める必要があると考えております。精神医療センターの急性期病院化に伴って、病床数を減らす条例改正をこの議会にお願いしているところであります。さらに、社会問題化している触法、あるいは人格障害、心身喪失者のための施設整備というものは、民間ではなかなかやりにくい分野でございますので、公立病院としてその役割を果たしていく

べきではないかと考えております。

それから小児医療センターが、現在、周産期母子医療センターの整備を中心とした新病棟建設を行っております。その中には障害児歯科も新設することになっております。民間病院やあるいは診療所で苦渋しておられる救急医療については、全県下を対象とし、第三次小児救急の二十四時間体制を整えていきたいと考えております。

最後になりましたが、県立病院は愛県債の発行によって病院施設整備や、あるいはまたボランティアの協力などによって県民参加の運営を図っておりますが、今後も県民に愛される病院経営を行っていききたいと考えております。

本会議第三日（九月二十九日）

◎一般質問（第九号から第二十五号までの各議案及び承第三号並びに平成十五年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 萩原 康 二

- 1 公共事業に対する基本的な考え方について
- 2 スモモの農薬不適正使用問題について
- 3 県立病院について
- 4 男女共同参画推進条例の施行とその後の取り組みについて
- 5 国道二五四号甘楽・吉井バイパスの進捗及び現道対策につ

いて

二 フォーラム群馬 塚原 仁

- 1 教育関係について
- 2 防災体制について
- 3 産業廃棄物の不法投棄について
- 4 自動車リサイクル法関連について
- 5 医療の推進について

三 自由民主党 星野 寛

- 1 重粒子線治療施設設置計画について
- 2 広域的な有害鳥獣対策について
- 3 教員人事希望表明制度について
- 4 食品安全検査センターの実績と今後の展開について
- 5 道路の除雪について
- 6 地元問題について

四 自由民主党 織田沢 俊幸

- 1 うつ病問題について
- 2 木質バイオマスエネルギー化施設について
- 3 児童・生徒の問題行動について
- 4 おれおれ詐欺棟の知能犯罪について
- 5 鳥獣害対策について

五 自由民主党 新井 雅博

- 1 職員の意識改革と知事自身の取り組みについて
- 2 理事制の成果と局長としての責任等について

星野 寛議員 ― (略) ―

続きまして、冬の道路の除雪についてであります。

暑い夏が過ぎ、秋風が吹く頃になると、利根、吾妻の積雪地帯では冬の話に上がり始めます。中でも冬季の道路の除雪については、社会生活、地域経済、交通安全の確保等について、実に大きな影響を及ぼすものであり、私たちも強い関心を寄せているところです。幸い、降雪のあるときには夜明け前から除雪作業が始まり、私たち住民が動き出す頃にはきれいに除雪されており、スムーズに通行できる状態になっています。よほどの大雪でもない限り支障が出るというようなことはなく、大変ありがたいことだと感謝をしているところです。

ところが、最近、除雪を請け負う業者や除雪の担当者からも、「今年は除雪の予算が削減されるそうだ」、あるいは「雪が降ってもすぐに除雪に出動できなくなる」等の声をよく耳にします。そのため、住民の間でも「この冬は道路状況が悪くなってしまっているのではないか」と不安を感じ、「どうなるんだ」というようなことをよく聞かれます。

県においては、現在、より効果的・効率的な除雪方法の検討を進めていると聞いております。除雪に関しても、財政状況の厳しい折、より効率的な予算の執行を目指すのは当然のことと思えます。しかしながら、不確かな情報が不要な混乱と不安を招いているのも事実です。業者にしっかりと説明をし、そして十分な理解を

得て、支障のないようにぜひしていただきたいものです。

そこで、県は除雪に関してどのような方針で臨むのか、現在どのような検討を進めているのか、その結果、この冬の道路状況は前年同様、あるいはそれ以上に保たれるのか、そして今回の除雪方法の検討をどのような形で業者に伝えているのか、県土整備担当理事にお伺いをします。

川西 寛県土整備担当理事

まず、道路の除雪についてお答えを申し上げます。

全国でも有数の積雪地帯であります利根沼田並びに吾妻地域の「観光」や「安全・安心な日常生活」を営む上で、円滑かつ安全な冬季道路交通を確保することは、道路管理者であります県にとって大変重要なことと考えております。

このため、従来より家屋連担地区や温泉街など人や車の通行の多い地域では、消雪・融雪施設の整備を進めるとともに、それ以外の地域では機械による除雪作業によりまして、冬季の交通確保に努めているところでございます。

このうち、機械による除雪の状況を見ますと、近年のタイヤ装着状況の変化などもありまして、降雪状況にあまり変化がないものの、融雪剤の散布費が平成十一年度から平成十五年度間に六倍強になるなど、除雪費が増大しております。このため、昨今の厳しい財政状況を踏まえまして、道路除雪事業のうち凍結防止剤の散布作業などについても、整備水準を一定の水準に保ちつつも、より効果的・効率的な除雪方法を不断に見直し、検討していく必要があると考えております。

なお、関係市町村や除雪業者への周知についてでございますが、地域機関ごとに毎年秋、大体十一月頃開催される予定になっておりますが、そこで開催をしております「除雪会議」の席上で十分説明したいと考えております。

いずれにいたしましても、冬季の安全な交通確保は、積雪地域の住民の最も切実な問題でありますとともに、観光立県を推進する上からも重要な施策の一環であると考えておりますので、今後も道路除雪に万全を期してまいりたいと考えております。

新井雅博議員―(略)―

ちょうど一年前に初めてこの議場壇上に立たせていただいた折も、大きな声援をもって送り出していただいたことを思い出しております。

その一年前、冒頭に外から見えていたときの県議会の感想を申し上げたときに、自分の思っていた以上に、この県議会の中というのは大変風通しの良い議会であるというお話をさせていただきました。本当に超党派をもって県民の視線に立つて県議会が議論をされているということ、まさにこの一年半というのは、さらにその議会の風通しというのが大変良くなったというふうに私自身議員としても強く感じているところであり、このことがすべては県民の生活向上につながっていく原点であるというふうにも強く感じているところがあります。

しかし、残念ながらこの議場内における雰囲気というのは、今言った風通しのよさとは裏腹に、副知事人事を一年前に否決して

からというものは、大変重苦しい雰囲気を実は私自身感じておりました。当然、議場内でありますので議会と執行部側の一定の緊張感というのは最低限必要とは思われますが、この一年間、そのことによる重苦しさあまりにも蔓延をしていたように私は強く思うわけでありまして、実は本日この一般質問を行う項目というのは、何とかこの蔓延した重苦しい議場内の雰囲気を知事自らもって改善をしていただきたい。このことはとても簡単な作業であるわけであります。

その作業というのは、やはりお互いひとつの議場の中に入れば、お互い心を寄せ合いながらあいさつをする、そのあいさつのひとつからお互いの理解が始まる、そのように私は感じておりますし、実は同時に、この一年間、私自身も素直に議場に入って執行部側に一礼をすることがなかなかできませんでした。言うからにはそのことをまず私から実践しようという思いで、この議会に臨んでおります。

ぜひ、そういった意味から知事におかれましても、そのような意識改革をもって議場あるいは議会に御対応いただきたい。そして、そのことの行動によって、多くの理事、あるいは職員の意識改革にもつながってくるのではないかと、いうふうに実は私は強く思っているところがあります。

何故にこんな知事に失礼なことを正面切って言うかといえ、恐らく知事には耳ざわりの悪いことはなかなか届かないような状況になっているんじゃないかというふうな危惧があるから、私はあえて言わせていただくわけであります。

知事は、もう昭和四十五年には企画課長、四十七年には財政課

長、五十三年には総務部長をされておりました、やはりこれだけの長きにわたって県の中枢に奉職をされた。そして昭和五十七年から副知事を三期、平成三年から知事を四期ということ、まさに三十数年間、この群馬県行政の中枢に、あるいは言葉はどうかわかりませんが、この群馬県政に君臨をし続けてきたということであろうというふうに私は思うわけでありまして、その辺でなかなか職員の皆さんも知事に近寄りづらい、あるいは知事に本当の生の声を進言できない。そんな組織体系になっているんじゃないか、そんな危惧があるわけでありまして、ぜひ、知事、これから質問することに対して、素直に率直なお気持ちを聞かせていただければというふうに思います。

まずは先ほどの私の考えの、これからの知事自らが、職員に遂行されているように、親切で丁寧・迅速な県行政を目指しなさいという、そのリーダーであるわけでありまして、その遂行を自らどのようなお気持ちを持って取り組んでいくか。特に、「県民サービス向上宣言」及び「ぐんま新時代を拓く職員行動指針」に知事自らが照らし合わせて、今後知事自身がどのような行動をとっていくか、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思いません。――（略）――

小寺弘之知事

御質問の主眼点は、空席になつて副知事を早く設置して、正常な県政の姿に戻したいということでありまして、私も全く同じ気持ちでお願いをしているところでございます。

具体的な質問にありました「県民サービス向上宣言」、あるい

は「職員行動指針」に照らして、知事自身の取り組みはどうかということですが、その県民サービス向上宣言なり、その指針というものは、これは当たり前のことが書いてあるわけです。朝は「おはようございます」と言いましょとか、あいさつをしましょとか、そういう当たり前のこと、当然のことが書いてあるわけでありまして。

今さらそんなことを確認しても当たり前ではないかということでありまして、ただ、当たり前のことが行われていない。これは役所だけでなく、現代の社会、今の日本の社会というのが当たり前のことが当たり前に行われていないからこそ、いろんなまづいことが起きたり、犯罪が起きたり、社会の崩壊が起きたりしているのではありません、そういうこと、基礎をしっかりとこの社会を再構築していかないと、ばらばらな社会になってしまう。

そして、知事にしても議員の先生方にも同様でございますけれども、これは選挙によって選ばれているわけでありまして。民主主義、選挙によって選ばれているということは、やはりその有権者、県の場合で言いますと、県民の心を心として、県民の県民による県民のための政治が行われなければならない。私たちの心は県民と一体となっていないなければならないというのが基本的なことであると思えます。

したがって、通常の生活から地域社会とはいろいろなお付き合いがあると思いますが、そういうことを大切にしていきたい。例えば、町内会の行事にしても、これからもいろんなものがあるでしょう。秋には運動会もあるでしょうし、交通当番もありますし、

廃品回収もありますし、そういったことも私は今でも参加しているものでありますけれども、そういうことを通じて、一般の県民の人たちの気持ち、日常の生活の姿というのを体で受け止めていかなければならないと思っております。

そういう基礎を大切して、これから二十一世紀の群馬県の経済はどうあるべきかとか、福祉はどうあるべきかとか科学技術の進展はどういうふうにするべきかというものはその上に乗っかってくるのであります、その基礎というものを私は大切にしていきたい。私も若い頃からいろんな行政の仕事に携わりながら、政治を志してきましたけれども、その原点というのはそういうところにあるわけでありまして、これからその初心を忘れずにやっていきたいと思っております。

本会議第四日（九月三十日）

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第二百二十六号議案 群馬県職員の寒冷地手当に関する条例の一部を

改正する条例

第二百二十七号議案 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例

第二百二十八号議案 教育委員会委員の選任について

第二百二十九号議案 教育委員会委員の選任について

第三百十号議案 識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任について

第三百十一号議案 収用委員会予備委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は事件議案六件であります。

第二百二十六号議案及び第二百二十七号議案については、寒冷地手当の改定に関する群馬県人事委員会の意見の申し出を受け、群馬県職員及び群馬県公立学校職員の寒冷地手当制度を改正しようとするものであります。

次に、第二百二十八号議案の「教育委員会委員の選任について」は、現委員の持谷靖子氏の任期が十月一日をもって満了となりますので、その後任者として若林泰憲氏を選任しようとするものであり、第二百二十九号議案の「教育委員会委員の選任について」は、現委員の松岡マキ子氏の任期が十月一日をもって満了となりますので、その後任者として星野恵美子氏を選任しようとするものであります。

第三百十号議案の「識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任について」は、岸賢氏の任期が九月三十日をもって満了となりますので、その後任者として岸賢氏を再任しようとするものです。

また、第三百十一号議案の「収用委員会予備委員の選任について」は、河野功氏の任期が九月三十日をもって満了となります

ので、その後任者として河野 功氏を再任しようとするものであります。

◎意見の聴取

第二百二十六号議案及び第二百二十七号議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎委員会付託を省略し採決

第二百二十八号から第三百三十一号の各議案は、原案に同意することに決定

◎一般質問（第九十九号から第二百二十七号までの各議案及び承第三号並びに平成十五年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子 一郎

- 1 児童虐待対策について
- 2 自動車リサイクル法による解体業・破砕業の許可状況と無許可業者に対する監視・指導対策について
- 3 小児医療センターの整備と職員定数について
- 4 県における洪水・土砂災害防止対策について
- 5 地元問題について

二 自由民主党 須藤 昭男

- 1 少子化対策について
- 2 働かない若者・NEETの現状について
- 3 教育バウチャー制度について
- 4 県庁前イベントについて
- 5 ぐんま網の目トークについて
- 6 公共事業評価について
- 7 地元問題について

三 自由民主党 岩井 均

- 1 グリーン・ツーリズム（都市農村交流）の推進について
- 2 県立病院における特定療養費等新規項目について
- 3 県立高校における教職員の喫煙対策について
- 4 改正道路交通法における対応と信号機の落雷対策について
- 5 増田川ダムと県環境影響評価条例について

四 自由民主党 山本 龍

- 1 三位一体改革による地方の主体的政治機能の復権について
- 2 指定管理者制度によって改革を迫られる公社・事業団等の改革について
- 3 世界遺産について
- 4 障害者自立プロジェクトを発展させた県内障害者関係集団のコーディネート仕組み作りについて
- 5 ザスパ草津J2昇格への取り組みと今後について
- 6 緊急地域雇用創出特別基金事業の県単独事業による継続について

7 浅間山噴火と今後の対応について

五 自由民主党 秋 山 一 男

- 1 三位一体改革による本県財政への影響について
- 2 教育の地方分権について
- 3 海外資本の本県への流入について
- 4 治安の回復について

山本 龍議員―(略)―

ザスパ草津の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今補正で三億円。大変厳しい財源の中でありがたいと思っております。まずし、県議会議員としても本当にありがたいと思っております。今後の取り組みはどうなるのか。あるいは、もし昇格した場合、議長、副議長、知事さん、そして議員団、みんなでスタジアムで肩を組んで、知事、応援に行きたいと思っております。いかがでございますでしょうか。

小寺弘之知事―(略)―

サッカーのザスパ草津J2昇格への取り組みと今後の対応でありますけれども、ザスパ草津は、草津町に生まれて、地元で働きながらサッカーに夢を託する、それを実現するという選手の姿があります。それが県民の共感を呼び、皆さんフロントの努力、関係者の支援、いろいろ熱心なファンが今ますます燃えてきております。あとわずかな期間でJ2昇格ではないかという期待が高まっております。私も大変うれしく思っております。心から応援

したいと思っております。

群馬県で初めてのプロスポーツチームが誕生するということは、子どもたちに夢を与え、元気を与えるわけでございます。さらには、地域のにぎわいも出てくるわけでありまして、大変結構なことであります。特に群馬県は、高校サッカーの世界においても育英高校であるとか、前橋商業でありますとか、いろいろな学校から優れた選手も出ているわけでありまして、そういう基盤もありますので大いに期待しているところであります。経済的な効果も大きいというふうに試算されております。

このためJ2昇格に必要なホームスタジアムを確保しなければならぬということでありまして、これもこの度、陸協やその他のいろいろな関係団体等に御理解をいただき、調整を進めながら敷島公園陸上競技場を改修することとして、そのための予算案を今議会に提案いたしているところでございます。また、一方県民の方からも、費用の一部に充てるため基金活動を始めたというような話が出ているとも聞いておりまして、大変県民の盛り上がりを感じているところでございます。

今後の見込みでございますが、Jリーグ入会の申請をいたしまして、最終的には今年の十二月六日にこれがJリーグに昇格するかどうかということが発表される予定と聞いておりますが、現在ザスパ草津は二位に付けておりまして、これは残り八試合でザスパ草津が三勝すれば、愛媛FCが仮に全勝してもザスパを上回ることはないというところでありますので、かなりJ2昇格の可能性が出てきている、極めて高い確率で出てきているということになります。これから群馬県内においても十一月五日、それから十一

月二十七日と試合がありますので、私も応援に出かけていきたいというふうに思っております。

草津にはこのほかに「草津音楽アカデミー」も二十五周年を迎えたわけでありませけれども、これも費用対効果ということになると、山本議員の先ほどのお話ではありませけれども、いろいろ吟味をしてやってきたところでございます。ただ、物事をなし遂げるにはやっぱり相当な年月もかかるということでもありますので、その税金の使い道というのはよく私も考えておりますけれども、地域の振興のため、そして群馬県のスポーツや文化の振興のためには、一所懸命取り組んでいきたいと思っております。

◎動議の提出(岡田義弘議員)

原 富夫副議長の発言の一部について訂正を求める動議

◎採決

動議は可決され、議長において会議録を精査のうえ、訂正することとした。

秋山一男議員―(略)―

教育の地方分権についてであります。

これについては、教育の地方分権というのは教育のいわゆる裁量権が地方に移ってくる、こういうことでもありますけれども、交付金、補助金の削減の一番眼目であるところの教員の給与の国庫負担金がいわゆる削減をされる。このことについては群馬県は反対をいたしましたけれども、しかし、これはだんだんそういう方向に

なっていくんじゃないかなと、こういうふうに思うんですね。教育の自由度を増すということは、まさに国の補助金を、これはいろいろ意見があるんですね。義務教育は要するに国が見るべきだ、こういう意見もあります。ですから、恐らく群馬県も反対したんでしょうけれども、しかし、教育の自由度を増すということは、国の補助金が来るということは、それなりにやはり縛りがあるんですね。例えば教員の定数については国の方で決めてくるわけです。だから、これを外しちゃえば、全部群馬県である程度自由に教員については決めることができる。だけれども、自分で財源を見つけないさいよと、こういうことになるわけです。だから、これは非常に難しい問題ですけども、しかし、そういう方向に私は行くんじゃないかなと、こういうふうに思います。

ただ、そこまで行くまでの間に、国の方では総額裁量制という制度を導入しています。今年から導入をして、いわゆる教員の給与については総額は国の方で決める。定数も決める。しかし、その配置については自由に任せますよ。県の方で自由にやっているですよという制度です。ですから、それについては群馬県はどういう形で対応しているのか。本当に教育の地方分権を進めていく、そういう観点から教員については自由に配置をすることは、これは一部できるんですけども、どういうふうにやっているのか、その点についてお尋ねをいたします。―(略)―

内山征洋教育長

総額裁量制についての御質問であります。

本県では、保護者からの要望や学校現場からの意見等を組み入

れながら、何よりも子どもたち一人ひとりへの指導を充実させるために、全国に先駆けた県単独の事業として、平施十一年度より小学校低学年に「さくらプラン」、平成十二年度より中学第一年に「わかばプラン」を導入してまいりました。これらのプランにより三十人程度の少人数指導を行うことが可能となり、一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細かな指導が実現できたわけであります。このことよって基礎・基本の定着や意欲的な学習への取り組みなどに大きな成果が得られるとともに、保護者や地域の方々など多方面からこの取り組みに対して賛同を得てきたところでもあります。

本県のこの取り組みは全国的にも極めて高く評価されてきて、文部科学省の「教職員配置の在り方等に関する調査研究協力者会議」というところで「今後の学級編制及び教職員配置について」という報告書が出されましたけれども、この中で取り上げられておりまして、その後、他県でも「さくらプラン」「わかばプラン」と同様な制度を順次取り入れるようになってきました。そして、このような経緯を経て、国においては本年度から「総額裁量制」を導入したわけであります。

そこで、本県においては、これまでの「わかばプラン」、
「さくらプラン」の実績を踏まえるとともに、広く県民の声を受けて、今までの取り組みをさらに発展させた群馬県独自の教職員配置計画を策定いたしましたして積極的に取り組んでいるところであり
ます。現在、小学校第一学年においては、すべての学校、すべての教科で三十人以下による指導が実現できております。また、小学校第二学年の国語、小中学校の全学年における算数・数学、さら

に理科、英語などの教科において、二十人程度に学級を分けたいきめ細かな指導が行われております。

今後とも、「さくらプラン」「わかばプラン」の実績を踏まえまして、「総額裁量制」の趣旨を活かし、市町村教育委員会とも協力をいたしまして、一人ひとりの子どもを大切にすきめ細かな教育の実現を目指して行きたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第百九号議案から第百二十七号議案及び承第三号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

平成十五年度群馬県公営企業会計決算認定の件については、決算特別委員会に付託することに決定

◎休会の議決

十月一日、四日から八日及び十二日は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第五日（十月十三日）

◎教育長の陳謝

内山征洋教育長が、九月三十日の本会議での不規則発言について陳謝した。

◎諸般の報告

第二百二十六号議案及び第二百二十七号議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

群馬県人事委員会から議長あてに提出された、職員の給与等に関する報告を配付

◎新任者の紹介

武藤敏春教育委員会委員長（十月五日付）

若林泰憲教育委員会委員（十月二日付）

星野恵美子教育委員会委員（十月二日付）

◎第百九号から第百二十七号までの各議案及び承第三号並びに各請願を議題とした委員長報告

木暮繁俊保健福祉常任委員長、金子一郎環境農林常任委員長、真下誠治産業経済常任委員長、松本耕司県土整備常任委員長、田所三千男文教治安常任委員長、金田克次総務常任委員長、山本 龍人づくり特別委員長、安楽岡一雄安全・安心なくらし特別委員長、星野 寛環境共生社会特別委員長、荻原康二地域機関改革特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○真下誠治産業経済常任委員長（概要）

最初に産業経済局関係では、先頃発表された「日銀短観」などの経済指標では、力強く回復していると言われている県内経済の現状と見通しについて当局の見解が求められるとともに、現在原油価格が高騰していることに関連して、本県産業への影響や県内

景気の先行きの懸念、県の産業政策のスタンス等について議論が交わされました。

次に、オープンして一年を経過した産業技術センターに関連して、産官学連携の状況、事業成果と職員の研究成果に対するインセンティブ等について質されました。

次に、雇用促進対策関連では、七月に三カ所オープンした「若者就職支援センター」の運営理念、現在までの来所者数と就職者数、センターに寄せられた利用者からの声について質疑されるとともに、高崎センターの駐車場の確保、見やすい看板の設置について意見・要望がありました。

続いて、企業局関係では、依然厳しい状況にある団地造成事業に関して活発に質疑が交わされました。

まず、板倉ニュータウン、保泉ニュータウンの分譲状況について質疑されるとともに、当局から様々な販売促進活動が報告されました。

さらに、六月に一部値下げした工業団地について、分譲状況や販売目標達成に向けての取り組みについて質疑されるとともに、分譲中の工業団地を長期で貸し出す定期借地制度等の導入について当局の見解が求められました。

○金田克次総務常任委員長（概要）

最初に、市町村合併支援に関連して、重点支援地域の指定状況、関係市町村への具体的な支援策をはじめ、現在休止状態となっている合併協議会の指定解除の有無について質疑されるとともに、合併の枠組みの推移、住民投票の法的根拠や実施及び計画してい

る市町村数、特例法の期間延期による影響等について論議されました。

さらに、協議が調わない合併協議会に対する打開策や合併支援のための県の運営費補助額等、多岐にわたり論議が交わされました。

次に、先の参議院議員通常選挙に関連して、期日前投票の実施に伴う投票率向上の効果や期日前投票所を複数設置した市町村が少なかった理由をはじめ、期日前投票済証の発行について市町村の対応が異なっていたことから、県の見解が質されました。

また、指定管理者制度に関連して、事業報告書が議会への報告義務として条例案に規定されていない理由をはじめ、対象となる団体等に雇用不安を生じさせないための方策、この制度の市町村への周知等について質疑されるとともに、指定管理者を「県内業者に限る」とする条件の取り扱い通則条例を制定する各県の規定内容等について論議されました。

続いて、浅間山噴火の対応に関連して、県と現場の町村との連携や情報伝達、初動対応について質疑されたほか、ハザードマップの活用策や風評被害の防止策について論議されました。

○安楽岡一雄安全・安心なくらし特別委員長（概要）

初めに、防災関係では、県内の自主防災組織の組織率の状況とその実態、また、アクションプログラムと地域防災リーダー養成を主目的にした「県民防災塾」の成果について質疑されるとともに、自主防災組織がさほど浸透していないという認識のもと、自主防災についてしっかり啓発し、市町村との連携を強化するよう

要望がされました。

さらに、全国及び本県における犯罪の発生状況、太田市南一番街の防犯カメラ設置の効果、「かけ込み一〇番」の現状、また、多発するオレオレ詐欺の犯行の口やその対応策などについて質疑されるとともに、オレオレ詐欺については、県の出前講座などを活用して実例を挙げた情報提供を、また、「かけ込み一〇番」については、児童・生徒に周知徹底するよう要望されました。

続いて、青少年健全育成関連では、青少年の健全育成を阻害している要因やわいせつな雑誌など各種メディアによってもたらされる有害な情報からいかに子どもを守るかについて意見が交わされるとともに、問題解決のために具体的な行動を展開されるよう要望されました。

次に、交通関連では、鉄道駅の無人化によるサービスの低下や駅の治安の悪化、障害者対応の後退等、様々な影響について質疑されるとともに、パーク・アンド・ライドへの影響や県の支援策についても意見が交わされました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決、承認及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第八号議案 拉致問題の早期解決のため毅然たる態度をもつて交渉に臨むことを求める意見書

議第九号議案 国民の祝日「山の日」の制定を求める意見書

議第十号議案 山村の活性化と地球温暖化防止森林吸収源対策の推進を求める意見書

議第十一号議案 教育基本法の改正を求める意見書

議第十二号議案 警察官の増員に関する意見書

議第十三号議案 犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を求める意見書

議第十四号議案 群馬県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

議第十五号議案 群馬県議会の議員の選挙区の特例に関する条例

議第十六号議案 三位一体改革と国庫補助負担金改革に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託の省略

議第八号から議第十三号及び議第十六号の各発議案は、提案説明及び委員会付託を省略することに決定

◎討論

日本共産党県議団 早川昌枝

議第十一号、議第十二号、議第十六号に対する反対討論

◎採決

議第八号から議第十三号及び議第十六号の各発議案は、原案のとおり可決

◎議第十四号議案の提案説明

○長崎博幸議員

議第十四号議案は、フォーラム群馬、公明党、日本共産党の各会派全員が共同で発議したものであります。

先ほど第百二十三号、第百二十四号の議決によりまして、平成十七年一月一日に新伊勢崎市、同三月二十八日に新太田市の誕生が事実上決定いたしました。同様に、前橋市と大胡町、宮城村、粕川村、四市町村の本年十二月五日合併が既に決定されておりまして、沼田市、白沢村、利根村の三市・村も来年二月十三日に合併申請が提出されたところであります。そのほか、県内各地域において合併特例法期限内の合併に向けて活発な議論、必死の努力が積み重ねられていることは周知のことです。

これら合併による新たな都市の誕生によって、自治法上では、県議会議員の選挙区は合併と同時に新たな郡市の区割りに変更となるのが原則であります。しかし、直ちに選挙区が変更となる場合は、現職議員が選出された地域と異なる地域の代表に鞍替えとなるケースも生じるなどの矛盾も想定されます。さらに、当該住民への周知、理解を得る期間を一定程度確保する必要があります。したがって、現任期中は従来の選挙区のままとする特例を適用することが現実的と考えます。

ただし、合併の枠組みが決定した前述の四つの地域をはじめ、平成十七年三月までに合併された地域については、次回一般選挙まで丸二年以上の期間があることから、具体的には平成十九年四月実施となる統一自治体選挙では新しい選挙区で実施するのが自然であり、一般県民もそういった理解が大勢であります。仮に次

回一般選挙を従前どおりの選挙区で行うとする特例を適用することは、合併後、最も尊重すべき新自治体住民の一体感醸成をできるだけ早期になし遂げようとする当該市町村住民の努力に逆行するものとなります。そういった観点から、次回一般選挙を従前の選挙区で行うとの特例は、当該住民への周知期間が十分確保できない場合など、あくまでも限定的に適用すべきものと考えます。私たちは、今議会における選挙区変更の必要性に対する特例の適用条例は、来年三月末までの合併を対象として絞ったうえで、現任期中においてのみ従前の選挙とする今条例案を提案するものです。県民本位の立場に立った議員各位の御賛同をお願いして、提案説明といたします。

◎委員会付託を省略し採決
議第十四号議案は否決

◎議第十五号議案の提案説明

○岡田義弘議員

議第十五号議案につきまして、提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、市町村合併により郡市の変更を伴う場合の県議会議員の選挙区の取り扱いについて、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、議員の選挙区に関する特例を定めようとするものであります。

もとより県議会議員の選挙区は、公職選挙法の原則に則し、合併後、速やかに新地域で実施することが望ましいことは言うまで

もありません。しかしながら、本県の市町村合併の現状を見ると、合併への進捗が複雑で一様でないこと、また、合併判断が揺れ動く地域があることなどを勘案すると、現時点で次回の選挙を新区域で実施することは、地域有権者等の混乱を助長することにもなりかねないと考えるところであります。もう少し合併地域の枠組みが明確化し、新しい地方自治の形態が安定し、落ち着いてから国勢調査の結果等を勘案したうえで、しかるべき新区域で選挙を実施することが望ましい姿だと考えるところであります。

こうした考え方に立って、次回十九年の一般選挙は現行の選挙区で選挙を実施する特例の条例を定めようとするものであります。なお、本条例には、今後の合併の進捗や国勢調査の結果等の情勢変化も考慮しながら、必要があれば本条例をはじめ関係条例の改正等の所要の措置を講ずることができる旨、付記したところであります。

以上、上程議案の要旨を申し上げます、提案説明といたします。

◎議第十五号議案は委員会付託を省略し、討論

フォーラム群馬 黒沢孝行 反対討論

◎採決

議第十五号議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告

追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程

第三百三十二号議案 土地利用審査会委員の選任について
平成十五年度群馬県一般会計、同特別会計歳入歳出決算の認定について

◎提案説明

○小寺弘之知事

追加提出議案は、土地利用審査会委員の選任及び決算の認定であります。

土地利用審査会委員の選任については、現委員の清水和子氏ほか六名の任期が十月十八日に満了となりますので、その後任者として清水和子氏ほか六名を選任しようとするものであります。

次に、決算の認定については、平成十五年度の一般会計及び十一の特別会計の歳入歳出決算について認定をお願いするものであります。

◎議案の委員会付託

平成十五年度群馬県一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定の件については、決算特別委員会に閉会中の継続審査案件として付託することに決定

◎第三百三十二号議案は委員会付託を省略し採決

第三百三十二号議案は原案に同意することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案二十七件（うち可決二十五件、継続審査二件）
議員提出議案九件（うち可決八件、否決一件）

二 請願の審査状況

請願陳情五十三件（うち採択八件、一部採択六件、不採択二件、審査未了九件、取り下げ一件、継続審査二十七件）

第二十七項 平成十六年十二月定例会

平成十六年十二月定例会概括表

月 日	1 2 月 3 日	1 2 月 8 日
諸般の報告・紹介	委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 付 議案の送付書及び意見書 の処理結果朗読 議案提出書の朗読	意見書の処理結果及び議 案訂正申出書朗読
選挙・指名	会議録署名議員の 指名	
上程議案	平成一五年度群馬 県一般会計、同特 別会計歳入歳出決 算及び公営企業会 計決算認定の件 第一三三三号議案 第一五一七号議案 第一五一七号議案	第一三三三号議案 第一五一七号議案
質疑・一般質問・討論の 状況	委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論 久保田順一郎 賛成討論 桑原 功 賛成討論 小島明人 賛成討論	一般質問 岡田義弘 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 関根企業管理者 高木総務担当理 事 宮下保健・福祉・食品担当理事 二 見環境・森林担当理事 加藤農業担当理 事 寺澤産業経済担当理事 川西県土整 備担当理事 小澤食品安全会議事務局長 一般質問 長崎博幸 答弁 小寺知事 内山教育長 高木総務担 当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 早川昌枝 答弁 小寺知事 内山教育長 宮下保健・ 福祉・食品担当理事 一般質問 福重隆浩 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本 部長 高木総務担当理事 宮下保健・福 祉・食品担当理事
議案の訂正を許可	議案の訂正を許可	議案の訂正を許可
委員長の報告・議決・その他	会期の決定 決算特別委員長報告 各会計決算は委員長報告のとお り認定 知事の提案説明 議第一七号議案、可決 請願の委員会付託 休会の議決	議案の委員会付託 休会の議決

1 2 月 2 0 日	1 2 月 9 日
議案提出書朗読 追加議案の送付書朗読	
第一三三三号議案 、 第一五一号議案 請願 議第一八号議案、 議第二三三三号議案 第一五二二号議案 (追加)	第一五一号議案
委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論	<p>当理事 加藤農業担当理事 一般質問 大沢幸一 答弁 小寺知事 内山教育長 二見環境・ 森林担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 久保田順一郎 答弁 内山教育長 谷口病院管理者 高木 総務担当理事 大塚企画担当理事 宮下 保健・福祉・食品担当理事 二見環境・ 森林担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 中島 篤 答弁 高木総務担当理事 大塚企画担当理 事 宮下保健・福祉・食品担当理事 加 藤農業担当理事 一般質問 腰塚 誠 答弁 小寺知事 内山教育長 谷口病院管 理者 高木総務担当理事 宮下保健・福 祉・食品担当理事</p>
発言の取り消し 委員長報告 第一三三三号議案、第一五一号議 案及び各請願は委員長報告のと おり可決及び決定 議第一八号議案、議第二三三三号議 案、可決 特定事件の継続審査 知事の提案説明 第一五二二号議案、原案に同意 表彰状の伝達及び顕彰状授与並 びに知事感謝状の贈呈式	

本会議第一日（十二月三日）

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
監査委員の監査報告の配付

議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎議案署名議員の指名

伊藤祐司、真下誠治、五十嵐清隆の各議員を指名

◎会期の決定

会期は十二月三日から二十日までの十八日間とすることに決定

◎平成十五年度群馬県一般会計及び同特別会計の歳入歳出決算並びに平成十五年度群馬県公営企業会計決算認定の件を議題とした委員長報告

石原 条決算特別委員長から委員会の審査経過及び結果の報告があった。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

自由民主党 久保田順一郎 賛成討論

フォーラム群馬 桑原 功 賛成討論

公 明 党 小島明人 賛成討論

◎採決

各会計決算は委員長報告のとおり認定することに決定

◎議案の上程

第三百三十三号議案 平成十六年度群馬県一般会計補正予算（第四号）

第三百三十四号議案 平成十六年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算（第一号）

第三百三十五号議案 平成十六年度群馬県病院事業会計補正予算（第二号）

第三百三十六号議案 群馬県立県民健康科学大学条例

第三百三十七号議案 市町村の合併に伴う関係条例の整理に関する条例

第三百三十八号議案 群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第三百三十九号議案 労働組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

第四百四十号議案 群馬県景観条例の一部を改正する条例

第四百四十一号議案 群馬県屋外広告物条例の一部を改正する条例

第四百四十二号議案 群馬県立公園条例の一部を改正する条例

第四百四十三号議案 群馬県営住宅設置条例の一部を改正する条例

第四百四十四号議案 群馬県租税特別措置法関係手数料条例の一部を改正する条例

第四百四十五号議案 群馬県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

第四百四十六号議案 利根郡白沢村及び同郡利根村を廃し、その区域を沼田市に編入することについて

第四百七十七号議案 請負契約の締結について

第四百七十八号議案 不動産の取得について

第四百七十九号議案 損害賠償の額を定めることについて

第四百五十号議案 当せん金付証券の発売について

第四百五十一号議案 群馬県地域機関設置条例

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

今回の提出議案は、予算関係三件、事件議案十六件、合計十九件であります。

今回の補正予算案は、総額で三十一億七千四百十五万円の増額となり、現計予算と合算いたしますと八千二十七億五千二百四十九万円となります。

次に事件議案のうち主なものについて申し上げます。

第三百三十六号議案は、十一月三十日付けで四年制大学としての国の認可を受けた「群馬県立県民健康科学大学」を設置しようとするものであります。

また、第四百五十一号議案は、現場重視の行政を推進し、県民サービスの向上を図ることを目的として、これまで縦割りで設置していた行政事務所、保健福祉事務所、農業総合事務所、土木事務所、地域機関を再編し、総合化・広域化した県民局の設置等を行うおうとするものであります。

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十七号議案 新潟県中越地震に関する意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し採決

議第十七号議案は原案のとおり可決

◎請願の委員会付託

十一月二十六日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

十二月六日及び七日は、議案調査のため本会議を休会とすることに決

定

本会議第二日（十二月八日）

◎諸般の報告

意見書の処理結果及び議案訂正申出書を職員が朗読

◎議案の訂正

第四百五十五号議案の一部を、配付の訂正案のとおり訂正することに決定

◎一般質問（第三百三十三号から第四百五十一号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 岡田義弘

- 1 平成十七年度の当初予算編成と三位一体改革について
- 2 地域機関改革について
- 3 本県における防災体制について
- 4 山地災害防止について
- 5 県立県民健康科学大学について
- 6 食品表示対策について
- 7 地産地消について
- 8 若者就職支援センターについて
- 9 わたらせ渓谷鐵道について
- 10 県教育問題県民懇談会について
- 11 団地造成事業の経営改善について
- 12 犯罪防止に向けた県警察の取り組み状況について
- 13 交番・駐在所の機能強化について

二 フォーラム群馬 長崎博幸

- 1 三位一体改革について
- 2 平成十七年度予算編成について
- 3 高崎競馬の廃止について
- 4 行政改革大綱について

三 日本共産党県議団 早川昌枝

- 1 地域防災体制の整備について
- 2 養護学校における教育および卒業後の進路について

3 高崎競馬廃止にともなう関係者への補償等について

四 公明党 福重隆浩

- 1 県の防災対策について
- 2 救急救命士による気管挿管について
- 3 補助犬及びアニマルセラピーについて
- 4 児童虐待の防止対策について
- 5 子どもの安全対策について
- 6 学校教育における法教育の可能性について

岡田義弘議員―(略)―

次に、地域機関改革についてお伺いいたします。

十一月二十六日に政府・与党から三位一体改革についての全体像が示され、また、十二月五日には新しい前橋市が誕生するなど三位一体改革や市町村合併が進展しており、世の中が大きく動いております。知事は、九月の定例県議会の答弁において、本県の地方分権が実現するように、より自立した県政にしていかなければならないとされ、「ぐんま新時代」に対応した県民本位の行政システムとするための機構改革として、今年度の理事制の導入、県庁改革に続く第二弾として地域機関の再編整備を実施していきたいとのことございました。そして、地域機関について、各分野の連携を密にして、総合的な行政を推進できる組織、できるだけ地域完結型の組織、できるだけ広域的な観点からの行政を展開できるような組織にしたいとのこと、新しい県政が第一線でうまく機能することを念頭に、地域機関の再編を行っていききたいと

のことでございました。この地域機関改革を来年四月から実施するため、本定例議会に関係条例が提案されております。

そこで、まず、地域機関改革の基本的な考え方について、知事に御答弁賜りたいと存じます。

あわせて、地域機関改革の具体的な内容について、総務担当理事に御説明賜りたいと存じます。――（略）――

小寺弘之知事――（略）――

地域機関の基本的な考え方についてであります。

世の中が劇的なテンポで変化しております。これに伴って県民の生活も変わり、行政に対する要望も大きく変わってきております。私は、かねてから県政と県民の距離を縮めたいと願っております。私は、より質の高い行政を実現するため、時代に合った機構に再編成して、県民本位の行政システムを構築する必要があると考えております。このようなことから、今年度「柔軟で、スピーディーかつ機能的な組織」として全国で初めて理事制を導入するとともに、道路行政、あるいは下水行政の一元化など、県政の行政改革を行ってきたところであります。

これに続く第二弾として、来年四月には地域機関改革を実施していきたいと考えております。地域機関の改革については、現場のことは現場で考えてもらうということで、できるだけ地域機関が中心となって考えてもらいたいと思っております。また、市町村、県民の方々の御意見もお聞きするとともに、県議会でも地域機関改革特別委員会で御議論をいただいているところでございます。

これらの御意見を踏まえて、本定例県議会に「群馬県地域機関設置条例」を提案したところであります。この条例の内容は、柔軟、スピーディー、機能的といった理念に加えて、県民の立場に立って「親切で、わかりやすく、利用しやすく」などの理念のもとに、地域のことは地域で完結できるような現場重視の行政を推進するため、総合化・広域化した地域機関として、県内五地域ごとに県民局を設置しようとするものであります。

また、組織は生命体でありまして、いわば生き物でありまして、地域機関改革において大事なことは、職員が県民のためによりいきいきと働くということが重要であると考えております。このため、県庁の組織全体のスリム化を進めるとともに、地域機関の職員が県民の身近において一層力を発揮できる組織にしていきたいと考えております。

高木 勉総務担当理事

地域機関改革の質問のうち、具体的な内容についてお答えをいたします。

新しく設置をいたします予定の県民局であります。この県民局は、今まで縦割りで設置をしておりました行政事務所、これは十一カ所ございます。保健福祉事務所、これも十一カ所。農業総合事務所、五カ所。土木事務所、十二カ所ございます。これらを総合化・広域化するものでありまして、県内に五カ所、すなわち中部、西部、吾妻、利根沼田及び東部、この五カ所のブロックごとに設置したいと考えております。

この県民局の内部組織につきましては、県庁組織との整合性を

図ることとしておりまして、原則としてそれぞれの局内に「地域政策部」「県税部」「保健福祉部」「環境森林部」「農業部」及び「県土整備部」の六部を設置するものでございます。これら各部署のもとには複数の事務所を設置することといたしまして、地域政策部には「行政事務所」、県税部には「県税事務所」、保健福祉部には「保健福祉事務所」及び「児童相談所」、環境森林部には「環境森林事務所」、農業部には「農業事務所」、そして県土整備部には「土木事務所」を設置する予定であります。

それぞれの部長は複数の事務所を統括しまして、県民局長のもとで地域内の総合調整に携わることとなります。また、保健福祉事務所などの、今もありますが、そういったそれぞれの事務所に ついては、県民、市町村に身近な存在でありますので、今ある必要な機能を確保するとともに、従来から親しまれた名称を用いるなど、県民にわかりやすいものにしたいと考えております。

この地域機関改革によりまして、行財政改革を進める中で、地域機関の機能をできるだけ維持強化し、新たな行政需要、複数の分野にまたがる県民、市町村の要望や地域の課題に対して総合的に対応できるようにしてまいりたいと考えております。また、広域の中の各事務所の協力応援体制を強化いたしまして、柔軟で、スピーディーかつ機能的な組織にしてまいりたいと考えております。

◎一般質問（第百三十三号から第百五十一号までの各議案を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 田 所 三千男

- 1 公安委員会委員及び教育委員会委員の選任について
- 2 愛県債と市場公募債について
- 3 小中学校における郷土芸能の取組について
- 4 女性農業者の活動対策について
- 5 畜産振興と環境対策について

二 フォーラム群馬 大 沢 幸 一

- 1 県民協働型社会システムの構築について
- 2 「小さな自治」について
- 3 教育行政における地域戦略について
- 4 群馬のきのこ「しいたけ」産業の育成振興策について

三 自由民主党 久保田 順一郎

- 1 市町村合併に伴う各事務組合の再編統合について
- 2 廃棄物処理に対する公共関与について
- 3 「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」について
- 4 県立病院における高度先進医療整備への取り組みについて
- 5 本格的IT時代に向けたネット社会への取り組みについて
- 6 地元問題について

本会議第三日（十二月九日）

四 自由民主党 中 島 篤

- 1 高崎競馬について
- 2 聴覚障害者の生活改善について
- 3 群馬県理容生活衛生同業組合の進めるイエローカードについて
- 4 県財産について

五 自由民主党 腰 塚 誠

- 1 三位一体改革と県単補助金の見直しについて
- 2 学校における性教育の取り組みについて
- 3 外国人未払医療費対策事業について
- 4 外国人の本人確認と犯罪防止について

大沢幸一議員―(略)―

次は、質問項目の第二項でございます。「小さな自治」について、これまた小寺知事から御答弁いただきましたと存じます。

私が市議会議員当時、調査・研究のために群馬県のホームページをあれこれ検索しているとき、偶然にも「小さな自治」のページに遭遇いたしました。この瞬間から、政治家小寺弘之群馬県知事の内なる意識の中に存在するようになりました。なぜか。権力者や首長は、とかく権力の集中を画策しながら政治勢力の拡大を図ろうといたしますが、小寺知事の政治スタンスは、権力の分散と、一県民までを視野に入れた政治哲学を持っているリーダーであると感じたからでございます。この小さな自治論がいつ表面に出てくるのかと期待していましたが、本定例会前

に「小さな自治」推進検討会議報告書なるものが配布をされました。いよいよ光を当てるときが来たなという思いに立ち至った次第でございます。

そこで、質問の第一点目は、団体自治から住民自治への必要性についてどのようにお考えか。

二点目は、市町村合併推進の時期にあることから、市町村合併との整合性及び具体的な推進についてお示しいただきたいと存じます。

三点目は、市町村に対する理解と納得はどのように図るのか。また、「連携なくして推進なし」と言える本施策についてどうにお考えか。あわせて、本件について平成十一年三月九日、朝日新聞に投稿された提言による財源移譲と権限移譲についてはどのようにお考えか、具体的にお示しいただきたいと存じます。

―(略)―

小寺弘之知事―(略)―

「小さな自治」についての御質問でございます。

これも先ほど同じように、自分たちのことは自分たちでやっていこうということでありまして、中国の昔の格言にあるように、まず、自分の身を修め、それから家を治め、それから国を治めて、そして天下を治めるんだと。やはり小さなところから積み上げていって大きな政治ができるわけでありまして、そういう意味で、民主主義の原点として小さな自治というのがしつかりしていないと、大きな自治も、大きな国家も成立しないという点から注目して、私はそういう言葉を用いて、論文にも書いたところでござい

ます。

そして、いわゆる地方自治の中に「団体自治」と「住民自治」という言葉がございまして、地方分権の担い手になるためには、どちらもしっかりしていかなければならない。団体自治というのは、中央政府から法人格的に独立して自治を行うというのが意味だと思えますし、住民自治というのは、その地方において、住民が積極的に政治に参加しているというのが言葉の定義だと私は理解しておりますけれども、その両方があって自治が成立するのだと思えます。

とりわけ重要なのが住民自治でありまして、住民が参加しているということが大切だと思います。平成十一年に新聞に私はこうした「小さな自治」について投稿いたしました。具体的には、これをやる場所として、小学校区というのが、いわゆる歩いて通える、そして子どもがどうい生活をしているか、お年寄りが孤独ではないかとか、公園がしっかり管理されているかとか、犯罪は大丈夫だろうかとか、そういう目の行き届く最小基礎的な単位ではないかということ、その小学校区をむしろ自治区にしてはどうかと。これは地方自治法も改正しなければならぬことだと私は思っております、そういう意味で、単に群馬県だけでできるとか、そういうことではなくて、日本のこれからの地方自治のあり方について私は提言したつもりなのでございます。

その後、様々な反響もありまして、私もそういった意味では良かったなと思う反面、ただ、市町村合併ということがありますので、合併とこれとはどういう関連があるのかということも言われまして、別に私は、だから合併するのは反対だとか、そう言っ

ている意味ではないので、そういった反論というか疑問には、私も自分の意図するところと違うものですから、ちょっと戸惑いを感じたわけでありまして。決してこの「小さな自治」が市町村の合併と齟齬を来すものではありませんし、合併を目指す市町村も、自立を目指す市町村も、ともに「小さな自治」を育てていくことが必要であろうと思えます。

国の方でも合併をする市町村の中でも、いわばこの「小さな自治」を尊重してやっていく、そういうシステムを作るべきではないかということも言われているようでございます。そして、議員御指摘の「小さな自治」推進検討会議もこの趣旨の提言を行っております、この提言におきますと、群馬らしい「小さな自治」を推進するため、都市部・山間部でモデル的な事業を実施しようとする市町村を支援することが求められております。本県としては、これを受けて、「小さな自治」支援事業を支援して、積極的に名乗りを上げております高崎市、榛名町、片品村等、それぞれの住民とともに取り組む事業を支援しているところでもあります。

それから、三点目の「理解と納得」はどのように図るのか、「市町村と連携なくして推進できないのではないか」という点であります、そのとおりでございます、「小さな自治」の推進は市町村とタイアップしてやるべきだと思います。

これはむしろ市町村の方が積極的にやっていたらいいと思います、思っているのではありませんけれども、しかし、県も市町村をいろんな意味でリードしていく立場にもありますので、一応こういった「小さな自治」の推進事業もやっていくということでもあります。

それから、財源移譲と権限移譲についてであります、住民自

治醸成のための例示をいただいたと認識しております。現在の「小さな自治」の取り組みは、その後の地方分権の進捗や「小さな自治」推進検討会議での議論を経たものでありまして、少しずつではありますけれども、私が当初提言した内容を進めていくものと御理解をいただきたいと思えます。

これまでも、そういった「小さな自治」ということで、住民センターの建設に関して県が直接補助をしているわけでありまして。これも本来、むしろ市町村が積極的にやっていたく事業でありますけれども、県としても、こういった「小さな自治」をハード面から応援していこうかなということでも、もう何年か続けてやってきているハードの事業であります。議員御指摘の、ハードだけでなく、むしろ内容、ソフトの方の充実というのが大事な時期ではないかと思っております。

久保田順一郎議員―(略)―

次に、「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」の進捗と今後の対応についてお伺いいたします。

本件については、事態の急を御理解いただき、調査研究のため速やかにプロジェクトを立ち上げていただきましたことは、県執行部の皆様に心より感謝申し上げます。バブル崩壊後、外国人労働者の就労状況は大きく変わりましたが、一九九〇年の入管法改正後の十数年間で外国人労働環境は定着化し、国内への定住化はさらに進み、特に南米系外国人の集住化傾向、つまり、集まり住むことですが、集住化傾向の高い伊勢崎、太田、大泉の東毛地域では、地域住民との確執や外国人犯罪の増加に市

町村独自では対応し切れなくなったことを前回は訴えさせていただきました。

そこで、法務省入国管理局によると、平成十四年度末現在における外国人登録者数は百八十五万人で、前年に引き続き過去最高記録を更新しています。これは二月県議会で私が引用をした平成十三年の百七十八万人に比べ七万三千人以上もの増加となっております。十月に取りまとめられた外務省海外交流審議会答申では、外国人問題を省庁横断的に扱う政府の体制の整備を提言はしますが、国内集住化都市が発した浜松宣言や東京会議が示す深刻さは、外務省方針の文面には伝わってこない状況であり、したがって、国内十五都市による外国人集住化都市会議では、同月二十九日、豊田市において豊田宣言がなされたところでもあります。

少子・高齢化が進む日本経済社会にとって、WTOやFTAなどの国際化の波の中、政府の外国人労働者政策の無策ぶりが国際的に露呈したわけでありまして、その間に国内産業界は3K職場を嫌う国内労働力の雇用よりも労働目的意識の高い外国人雇用を淡々と進めていくことは容易に予想されず、日本の生活習慣や法遵守の意識をしっかりと教え込む制度すらない、そのまま東毛地域では永住化が進んでいくわけで、少子化の時代、国内の内なる国際化が進展している現状に対して「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」の進捗と今後の対応について、県としてどのように考えているのか、企画担当理事にお伺いいたします。

大塚克巳企画担当理事

久保田議員の「外国人と共生するまちづくりプロジェクト」に

ついでお答えいたします。

この問題につきましては、県議会でもたびたび取り上げられた課題であります。また、外国人在住率の高い大泉町、伊勢崎市、太田市からも要望がありました。さらに、網の目トークでも住民の強い要望がありまして、今年度、「県・市町村共同プロジェクト」としてスタートさせたものでございます。こうした外国人との問題につきましては、今後、県内でもますます増加することが予想されております。そして、この在住外国人問題は決して他の市町村の問題ではないというふうを考えております。

このプロジェクトメンバーにつきましては、県民からの公募のほか、学識経験者、関係市町村、県職員を加えた三十名という大きなプロジェクトで議論をさせていただきました。議論につきましても、現地をよく見て現場感覚を身に付けて議論しようということ、大泉町、伊勢崎市、太田市の市内の会場を使い、検討を重ねて提言を行ったところでございます。今回の提言の中心は、県の組織として「多文化共生支援室」——仮称であります、これを設置するものであります。在住外国人に関わる地域課題が複雑化していること、所管する行政機関が多岐にわたっていることから部局横断的に課題を整理検討し、在住外国人との共生に向けた施策に特化した新組織が必要であるということから提案をしたものでございます。

この支援室（仮称）の主な業務といたしましては、在住外国人に関する市町村職員を対象とした研修会や多文化共生に関する県民への広報、普及啓発、県政に対する在住外国人の意見の集約、在住外国人施策に関する国への提言などのほか、様々な課題に向

けた市町村、関係機関、関係部局との連携協力を想定して提案しているものでございます。これらを実施することにより、「二十一世紀のプラン」の目標のひとつである「ともに支え合う」ことを在住外国人とともに実現して、「言葉の壁」「心の壁」「制度の壁」など、様々な障壁を越えた「外国人と共生するまち・ぐんま」をつくることのできるものと考えており、実施に向けて庁内で検討を進めていくこととしております。

◎議案の委員会付託

第百五十一号議案は、地域機関改革特別委員会に付託することに決定

◎議案の委員会付託

第百五十一号議案を除く各議案については、それぞれ所管の常任委員会にした。

◎休会の議決

十二月十日及び十三日から十七日の六日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（十二月二十日）

◎発言の取り消し

十二月八日の一般質問において、岡田義弘議員の発言回数が

三回を超えたので、該当部分を取り消すこととした。

◎第百三十三号から第百五十一号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

木暮繁俊保健福祉常任委員長、金子一郎環境農林常任委員長、真下誠治産業経済常任委員長、松本耕司県土整備常任委員長、田所三千男文教警察常任委員長、金田克次総務常任委員長、山本 龍人づくり特別委員長、安楽岡一雄安全・安心なくらし特別委員長、星野 寛環境共生社会特別委員長、荻原康二地域機関改革特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過並びに結果について報告があった。

○木暮繁俊保健福祉常任委員長（概要）

最初に、保健・福祉・食品局関係であります。まず性感染症やエイズに関して、医学的な予防や病気にかかった場合の議論に加え、性の問題に関して、人間としてどうあるべきかなど本質的な議論の必要性について質疑されるとともに、一〇代の妊娠中絶が増えていることを踏まえて、教育分野に踏み込んだ取り組みの必要性について当局の見解が求められました。

次に、食品安全関係では、現在策定中の食品安全基本計画に関して、計画の進捗状況や県民アンケート結果の反映、数値目標の内容などについて当局の見解が求められたほか、食品添加物や輸入農産物が多く使用されているという認識が示されたうえで、子どもの成長に与える影響についての研究や県民への情報提供の必要性などについて質疑されました。

続いて、病院局関係では、医療事故に関連して、事故の経過や家族への説明内容等について当局の説明が求められるとともに、今後の職員の意識改革や第三者評価制度の導入による公表基準、医療事故対策などについて質疑されました。

○金子一郎環境農林常任委員長（概要）

最初に、地球温暖化対策に関連して、行政の取り組みについて質されるとともに、一般にはまだ危機意識が低いという認識から、県民への情報提供や産業界への働きかけなどを積極的に行うようにとの意見が述べられました。

次に、廃棄物政策関連では、県内における産業廃棄物の処理状況、産業廃棄物処理業界の提起された「群馬環境パーク構想」の内容と県の対応について質疑されました。

続いて、至仏山の現状と至仏山保全基本計画策定の進捗状況、地域環境フロンティア事業の実施状況について質疑されました。

続いて、農業局関係であります。担い手対策では、新規就農者の状況や農業生産法人の動き、さらに、市民農園特区の全国展開の見込み等について質疑されました。

また、本県の食料自給率と自給率向上のための取り組みなどについて資されるとともに、カロリーベース、金額ベースでの自給率の比較など活発に議論されました。

最後に、高崎競馬関連では、当局から廃止判断後の一連の経過などの説明を受けた後、競馬法改正に伴う民間参入に対する農水省の解釈について再度質疑されました。

○山本 龍人づくり特別委員長（概要）

初めに、子育て環境づくりの推進に関連して、施策の工夫により国の内外で出生率の回復が見られるようになりましたが、出生率を上げて子育てを支援するには市町村の取り組みが大切であるとの認識が示され、県内市町村の合計特殊出生率の状況や県の支援施策、市町村との連携などについて質疑されたほか、子育てについて市町村関係者と力を合わせ取り組むよう要望されました。

次に、小児救急医療体制の整備に関連して、小児科医が不足しているという状況を踏まえ、その対策について質疑されたほか、支援事業が未実施である東毛地区に関して、現状や今後の見通し、地区の組み合わせなどについて当局の見解が求められました。

次に、義務教育費国庫負担制度に関連して、三位一体改革に伴う負担金の削減による小中学校教員の給与確保に対する見通しや試算、税源移譲された場合の考え方などについて当局の見解が求められました。

また、教員の採用に際して、採用試験の合格者を一年間現場で実践させ、その結果を見て採用できないかどうか、当局の見解が求められました。

○荻原康二地域機関改革特別委員長（概要）

主な質疑としては、市町村合併や三位一体改革の動向と地域再編の実施時期について、県庁と地域機関の役割分担及び地域機関への権限移譲について、職員削減計画の中での人員配置の全体像について、県民局長の身分や職務権限などの位置付けについて、吾妻・利根沼田管内における児童相談所の機能についてなど、多

岐にわたり論議が交わされました。

特に県庁と県民局長との組織上の指揮系統について多くの委員から質疑が交わされたほか、県民局長の職務権限と役割について、今後、細部にわたる検討の中で明確にするとともに、地域機関の職員とも問題点や課題を共有して検討を進めてもらいたい旨の要望がありました。

さらに、地域機関改革が住民サービスにつながるよう、今後十分検討を重ねるとともに、県民に対しては地域機関の再編整備について事前に周知を図るよう要望がありました。

なお、当局に対して、地域機関が地域完結型の組織として機能を発揮できるよう、一層の努力を願いたい旨の要望が重ねてありました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

◎採決

各議案及び各請願は、委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第十八号議案 大規模災害の対策と早期復旧に関する意見書

議第十九号議案 郵政事業民営化に慎重な審議を求める意見書

議第二十号議案 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書

議第二十一号議案 W T O ・ F T A 交渉に関する意見書

議第二十二号議案 群馬県議会議事委員会条例の一部を改正する条例
議第二十三号議案 拉致問題の早期解決のため北朝鮮に対する経
済制裁発動を求める意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略して、採決
各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査
配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

◎諸般の報告
追加議案の送付書を職員が朗読

◎追加議案の上程
第五百五十二号議案 収用委員会委員の選任について

◎提案説明

○小寺弘之知事

今回の追加提出議案は、収用委員会委員の選任についてであります。

これは、現委員の新井昌一氏及び長谷川浩子氏の任期が十二月二十日をもって満了となりますので、その後任者として新井昌一氏及び内山秀三氏を選任しようとするものであります。

◎委員会付託を省略して、採決
原案に同意することに決定

◎表彰状の伝達及び顕彰状授与並びに知事感謝状の贈呈式

・式辞 矢口 昇議長
・全国都道府県議会議長会表彰状伝達 矢口 昇議長

角田 登議員（在職二十五年以上）
石原 条議員（在職十年以上）
群馬県議会顕彰状授与 矢口 昇議長

角田 登議員（在職二十五年以上）
石原 条議員（在職十年以上）
群馬県知事感謝状贈呈 小寺弘之知事

角田 登議員（在職二十五年以上）
石原 条議員（在職十年以上）

・祝辞 松沢 睦議員
・謝辞 角田 登議員

会議結果

一 議案審査の状況
知事提出議案二十二件（うち可決二十二件）
議員提出議案七件（うち可決七件）

二 請願の審査状況
請願五十八件（うち採択十三件、一部採択四件、不採択二
件、審査未了十一件、継続審査二十八件）

第二十八項 平成十七年二月定例会

平成十七年二月定例会概括表

月 日	諸般の報告・紹介	選 挙 ・ 指 名	上 程 議 案	審 議 の 状 況	
2 月 1 7 日	<p>開会に先立ち群馬交響楽団による演奏 委員派遣要求承認の報告 監査委員の監査報告の配 議案の送付書及び意見書の処理結果朗読</p>	<p>会議録署名議員の指名</p>	<p>第一号議案 第一一四議案 承第一号</p>	<p>質 疑 ・ 一 般 質 問 ・ 討 論</p>	<p>委員長報告・議決・その他 秋山一男議員の辞職許可 会期の決定 知事の提案説明 人事委員会に意見を聴取 第一一四号議案、原案に同意 請願の委員会付託 休会の議決</p>
2 月 2 3 日	<p>人事委員会の意見書の配 付 新任者の紹介</p>		<p>第一号議案 第一一三号議案 承第一号</p>		

2月28日	2月24日
<p>予算特別委員会正副委員長互選結果報告</p>	<p>議案提出書朗読</p>
	<p>予算特別委員会委員の選任</p>
<p>第一号議案 第一二三号議案 承第一号</p>	<p>議第一号議案 第一二三号議案 承第一号</p>
<p>一般質問 安楽岡一雄 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本部長 宮下保健・福祉・食品担当理事 寺澤産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 塚原 仁 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 加藤農業担当理事 一般質問 真下誠治 答弁 宮下保健・福祉・食品担当理事 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事</p>	<p>一般質問 中村紀雄 答弁 内山教育長 高木総務担当理事 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 桑原 功 答弁 小寺知事 内山教育長 高橋警察本部長 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 二見環境・森林担当理事 一般質問 南波和憲 答弁 家崎公安委員会委員長 関根企業管理者 大塚企画担当理事 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 寺澤産業経済担当理事 川西県土整備担当理事 一般質問 金田克次 答弁 武藤教育委員会委員長 内山教育長 高木総務担当理事 宮下保健・福祉・食品担当理事 一般質問 小野里光敏 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 大塚企画担当理事 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 寺澤産業経済担当理事</p>
	<p>議第一号議案、休会の議決、可決</p>

3月18日	3月7日	3月1日	
議案提出書朗読	議案提出書朗読 行政改革特別委員会正副 委員長互選結果報告		
	行政改革特別委員 会委員の選任		
第一号議案 第七一号議案 第一一三号議案 請願	第七二号議案 第一一二号議案 承第一号 議第二号議案	第一号議案 第一一二号議案 承第一号	
委員長報告に対する討論 早川昌枝 一部反対の討論 五十嵐清隆 賛成討論 塚越紀一 賛成討論 小島明人 賛成討論	委員長報告に対する討論 伊藤祐司 一部反対の討論	一般質問 金子浩隆 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 関根 企業管理者 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 平田英勝 答弁 小寺知事 二見環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事	一般質問 金子浩隆 答弁 内山教育長 高橋警察本部長 関根 企業管理者 二見環境・森林担当理事 加藤農業担当理事 一般質問 平田英勝 答弁 小寺知事 二見環境・森林担当理事 川西県土整備担当理事
委員長報告 第一号議案、第七一号、第一一 三議案及び各請願は委員長報告 のとおり可決及び決定 議第三号議案、議第五号議案、	委員長報告 第七二号議案、第一一二号議案 及び承第一号は委員長報告のと おり可決及び承認 議第二号議案、可決 休会の議決	議案の委員会付託 休会の議決	

	議第三号議案（議第五号議案に対する討論 伊藤祐司 反対討論	可決 特定事件の継続審査
--	----------------------------------	-----------------

本会議第一日（二月十七日）

◎議員の辞職

二月十七日付けをもって提出された秋山一男議員の議員辞職願について議員の辞職を許可することに決定

◎諸般の報告

委員派遣要求承認の報告
監査委員の監査報告の配付
議案の送付書及び意見書の処理結果を職員が朗読

◎会議録署名議員の指名

狩野浩志、塚原 仁、金子浩隆の各議員を指名

◎会期の決定

会期は、二月十七日から三月十八日までの三十日間とするこ
とを決定

◎議案の上程

第一号議案 平成十七年度群馬県一般会計予算
第二号議案 平成十七年度群馬県母子寡婦福祉資金貸付金特
別会計予算

第三号議案	平成十七年度群馬県災害救助基金特別会計予算
第四号議案	平成十七年度群馬県農業改良資金特別会計予算
第五号議案	平成十七年度群馬県農業災害対策費特別会計予 算
第六号議案	平成十七年度群馬県有模範林施設費特別会計 予算
第七号議案	平成十七年度群馬県営競輪費特別会計予算
第八号議案	平成十七年度群馬県小規模企業者等設備導入資 金助成費別会計予算
第九号議案	平成十七年度群馬県用地先行取得特別会計予算
第十号議案	平成十七年度群馬県収入証紙特別会計予算
第十一号議案	平成十七年度群馬県林業改善資金特別会計予算
第十二号議案	平成十七年度群馬県流域下水道事業費特別会計 予算
第十三号議案	平成十七年度群馬県公債管理特別会計予算
第十四号議案	群馬県人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例
第十五号議案	職員の修学部分休業に関する条例
第十六号議案	職員の高齢者部分休業に関する条例
第十七号議案	群馬県国民保護協議会条例
第十八号議案	群馬県国民保護対策本部及び緊急対処事態対策 本部条例

第十九号議案	群馬県行政手続等における情報通信の技術の利 用に関する条例	第三十号議案	群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条 例の一部を改正する条例
第二十号議案	群馬県特定非営利活動促進法に係る行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する法律施 行条例	第三十一号議案	群馬県情報公開条例の一部を改正する条例
第二十一号議案	群馬県都市計画法に基づく開発許可等の基準に 関する条例	第三十二号議案	群馬県個人情報保護条例の一部を改正する条例
第二十二号議案	群馬県長期継続契約を締結することができる契 約を定める条例	第三十三号議案	群馬県立女子大学の授業料等に関する条例の一 部を改正する条例
第二十三号議案	群馬県立ぐんま昆虫の森の設置及び管理に関す る条例	第三十四号議案	群馬県児童自立支援施設設置条例の一部を改正 する条例
第二十四号議案	群馬県知事の権限に属する事務の処理の特例に 関する条例の一部を改正する条例	第三十五号議案	群馬県青少年保護育成条例の一部を改正する条 例
第二十五号議案	勢多郡新里村及び同郡黒保根村を廃し、その区 域を桐生市に編入する処分に伴う関係条例の整 理に関する条例	第三十六号議案	群馬県の生活環境を保全する条例の一部を改正 する条例
第二十六号議案	群馬県職員の特殊勤務手当に関する条例及び群 馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例	第三十七号議案	文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整理に関する条例
第二十七号議案	群馬県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部を改正する条例	第三十八号議案	群馬県立農林大学の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例
第二十八号議案	知事等の給料の特例に関する条例の一部を改正 する条例	第三十九号議案	群馬県卸売市場条例の一部を改正する条例
第二十九号議案	群馬県職員の給与の特例に関する条例の一部を 改正する条例	第四十号議案	群馬県放牧場条例の一部を改正する条例
		第四十一号議案	群馬県畜産関係手数料条例の一部を改正する条 例
		第四十二号議案	群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例
		第四十三号議案	群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置 及び管理に関する条例の一部を改正する条例
		第四十四号議案	群馬県特殊車両通行許可申請手数料条例の一部

第四十五号議案	を改正する条例 群馬県砂利採取法関係手数料条例の一部を改正する条例	第五十七号議案	域を定める条例を廃止する条例 群馬県立社会教育館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
第四十六号議案	群馬県立公園条例の一部を改正する条例	第五十八号議案	全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第四十七号議案	群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	第五十九号議案	関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更について
第四十八号議案	群馬県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例	第六十号議案	勢多郡新里村及び同郡黒保根村を廃し、その区域を桐生市に編入することについて
第四十九号議案	群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例	第六十一号議案	多野郡鬼石町を廃し、その区域を藤岡市に編入することについて
第五十号議案	群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	第六十二号議案	新田郡笠懸町、山田郡大間々及び勢多郡東村を廃し、その区域をもってみどり市を設置することについて
第五十一号議案	群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	第六十三号議案	下水道法第三十一条の二の規定による市町村の負担について
第五十二号議案	群馬県監査委員に関する条例の一部を改正する条例	第六十四号議案	包括外部監査契約の締結について
第五十三号議案	群馬県警察本部の組織及び定員に関する条例の一部を改正する条例	第六十五号議案	平成十七年度群馬県電事業会計予算
第五十四号議案	群馬県道路交通法及び自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例	第六十六号議案	平成十七年度群馬県工業用水道事業会計予算
第五十五号議案	群馬県林業改良指導員資格試験条例を廃止する条例	第六十七号議案	平成十七年度群馬県水道事業会計予算
第五十六号議案	群馬県改良普及員資格試験条例及び群馬県地域農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域	第六十八号議案	平成十七年度群馬県団地造成事業会計予算
		第六十九号議案	平成十七年度群馬県駐車場事業会計予算
		第七十号議案	群馬県公営企業職員定数条例の一部を改正する条例
		第七十一号議案	平成十七年度群馬県病院事業会計予算

第七十二号議案	平成十六年度群馬県一般会計補正予算(第七号)	第八十五号議案	群馬県立女子大学条例の一部を改正する条例
第七十三号議案	平成十六年度群馬県農業改良資金特別会計補正予算(第一号)	第八十六号議案	群馬県薬事法関係手数料条例の一部を改正する条例
第七十四号議案	平成十六年度群馬県県有模範林施設費特別会計補正予算(第一号)	第八十七号議案	群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
第七十五号議案	平成十六年度群馬県県営競輪費特別会計補正予算(第一号)	第八十八号議案	群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例
第七十六号議案	平成十六年度群馬県小規模企業者等設備導入資金助成費特別会計補正予算(第一号)	第八十九号議案	群馬県県営住宅設置条例の一部を改正する条例
第七十七号議案	平成十六年度群馬県用地先行取得特別会計補正予算(第二号)	第九十号議案	群馬県繭検定等手数料条例を廃止する条例
第七十八号議案	平成十六年度群馬県流域下水道事業費特別会計補正予算(第二号)	第九十一号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第七十九号議案	平成十六年度群馬県公債管理特別会計補正予算(第一号)	第九十二号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第八十号議案	平成十六年度群馬県工業用水道事業会計補正予算(第一号)	第九十三号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第八十一号議案	平成十六年度群馬県水道事業会計補正予算(第一号)	第九十四号議案	地方財政法第二十七条の規定による町村の負担について
第八十二号議案	平成十六年度群馬県団地造成事業会計補正予算(第一号)	第九十五号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
第八十三号議案	平成十六年度群馬県病院事業会計補正予算(第三号)	第九十六号議案	地方財政法第二十七条の規定による町の負担について
第八十四号議案	群馬県婦人相談所設置条例の一部を改正する条例	第九十七号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町村の負担について
		第九十八号議案	地方財政法第二十七条の規定による市町の負担について
		第九十九号議案	土地改良法第九十条の規定による市村の負担について

承 第 一 号 専決処分の承認について

◎提案説明（概要）

○小寺弘之知事

それでは、平成十七年度当初予算案等の議案について御説明申し上げますとともに、県政推進に当たつての所信の一端を申し上げます。

まず、平成十七年度当初予算案についてであります。予算総額は七千九百六十八億四千四百四十三万円となり、前年度に比べ〇・四％増と六年ぶりに増額となりました。

私は、昨年二月議会において、「ぐんま新時代」を迎えていること、バブル崩壊後という言葉から脱却したいということを上げました。この一年間を振り返ってみますと、企業収益の増加や個人消費の堅調な動きに支えられ、県内景気は着実な回復を続けてまいりました。このような経済状況を背景として、平成十七年度の県税収入は法人関係税を中心に増加が予想され、三年ぶりに二千億円の確保が見込まれるところまで回復してまいりました。ようやくバブル崩壊後を脱却し、群馬県は着実に新しい時代に入りつつあります。

しかし、我が国の最近の経済動向は、輸出や生産など一部に弱い動きが見られ、このところ回復が緩やかになっております。ぜひ元気を回復し、緩やかでも安定した軌道に乗ってほしいと願っております。

そこで、群馬県としては、防災など緊急の課題に重点的に予算配分しつつ、景気回復の足取りを確かなものとするため、中小零

ついて

土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

土地改良法第九十一条の規定による市町村の負担について

独立行政法人水資源機構法第二十六条の規定による市町の負担について

旧農用地整備公団法第二十七条の規定による市町村の負担について

下水道法三十一条の二の規定による市町村の負担の変更について

過疎地域自立促進特別措置法第十五条の規定による村に負担について

群馬県競馬組合の解散について

群馬県競馬組合の解散に伴う財産処分について

請負契約の締結について

請負契約の締結について

県道路線の廃止について

訴えの提起について

訴えの提起について

利根郡月夜野町、同郡水上町及び同郡新治村を廃し、その区域をもってみなかみ町を設置することについて

識見を有する者のうちから選任される監査委員の選任について

第百十四号議案

第百十三号議案

第百十二号議案

第百十一号議案

第百十号議案

第九十九号議案

第八十八号議案

第八十七号議案

第八十六号議案

第五十五号議案

第四十四号議案

第三十三号議案

第二十二号議案

第一十一号議案

第十号議案

細建設業対策を実施するほか、中小企業の設備投資を資金面で積極的に支援するなど、「元気回復」型の予算を編成いたしました。

「元気回復」型予算の編成に当たっては、「防災・安全」「弱者を守る」「ぐんま新時代」「改革」という四つの柱を立てました。

第一に、「防災・安全」であります。

昨年は自然災害の多い一年でした。新潟中越地震では多数の死者を数えることになりました。本県では浅間山の噴火があり、周辺の方々は不安を感じながらの生活が続きました。これら自然の脅威に対して県民の方々が安心して暮らせる県土をつくることに優先的に取り組みます。

まず、県土の三分の二を占める森林が公益的機能を十分発揮できるように、森林整備を積極的に推進します。

次に、新潟中越地震を教訓として緊急時の避難路及び輸送路を確保し、孤立集落の発生を防止するため、橋梁震災対策や道路法面崩落対策、地滑り防止対策などに積極的に取り組みます。

第二は、「弱者を守る」であります。

企業収益の増加を背景に景気は回復基調にあります。その陰では職を失う方々もいます。高齢者の割合が増加しており、障害をお持ちの方もいます。努力しながらも弱い立場にある人々に関わる予算は、どのような財政状況でも最低限確保しなければなりません。

福祉関係では、障害者施設からの製品購入などを促進するため、必要な予算枠を新たに確保いたしました。また、社会福祉法人が他用途の施設を改修して通所施設を整備する際に、県単独の補助

金を新たに設けました。

新たな子育て支援策としては、認可外保育所の三歳未満児についても保育料の軽減を図ります。

第三は、「ぐんま新時代」であります。

県内経済力を強化し、景気回復の軌道を確認なものとするため、長期的な視野に立って、科学技術の振興や環境対策、将来を担う人づくりなどにも力を入れます。

まず、景気対策として、中小企業の積極的な設備投資を資金面で支援するため、中小企業パワーアップ資金を創設しました。融資限度額を二億円として従来にない大型資金とするほか、返済期間も二年延長し、大規模な投資ニーズに対応できるようにしました。

なお、公共事業の減少に伴う中小零細建設業対策として、県単独公共事業の激変緩和措置を講じ、事業量を確保したほか、事業内容も中小零細建設業者向けの維持補修や防災関連経費に重点配分しました。

人づくりでは、小中学校における「ぐんま少人数クラスプロジェクト」において、小学校一、二年生で三十人以下の学級編制を実現するとともに、三年生には非常勤講師を配置し、少人数学習を拡充しました。

第四に、「改革」であります。

ぐんま新時代を見据えて、「機構改革」「財政改革」など諸改革に取り組みます。

機構改革においては、これまでの行政の縦割りの弊害を排し、柔軟でスピーディーかつ機能的な組織を構築するため、昨年四月

から理事制を導入しました。十七年度は同様な視点から地域機関を再編・統合し、総合的な地域機関である県民局を県内五カ所に設置します。

財政改革については、知事部局の職員を百三十人削減いたします。また、高金利県債の繰り上げ償還行い、財務体質の改善を図ることといたしました。さらに次の世代に過重な負担を残すことがないよう県債の発行を抑制し、平成六年度以来、十一年ぶりにプライマリーバランスの黒字化を実現しました。

改革には痛みが伴います。しかし、知恵と工夫により、その痛みを少しでも和らげ、将来に希望が持てる改革を進めます。

◎意見の聴取

第十五号、第十六号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号、第五十号及び第五十一号の各議案については、群馬県人事委員会に意見の聴取を行う。

◎第百十四号議案は委員会付託を省略し採決

原案に同意することに決定

◎請願の委員会付託

二月十日までに受理した請願は、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

二月十八日、二十一日及び二十二日の三日間は、議案調査の

ため本会議を休会とすることに決定

本会議第二日（二月二十三日）

◎諸般の報告

第十五号、第十六号、第二十六号、第二十七号、第二十九号、第三十号、第五十号及び第五十一号の各議案について、群馬県人事委員会から提出された意見書を配付

◎新任者の紹介

岸 賢代表監査委員（二月二十一日付）
富岡恵美子監査委員（二月二十一日付）

◎一般質問（第一号から第百十三号までの各議案及び承第一号を

議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 五十嵐 清 隆

- 1 平成十七年度当初予算について
- 2 中小零細建設業向けの対策について
- 3 平成十七年度の制度融資について
- 4 平成十七年度の機構改革について
- 5 ぐんま少人数クラスプロジェクトについて
- 6 これからの少子化対策について
- 7 農業の担い手対策について

- 8 森林・林業施策について
- 9 県警察の組織体制整備について
- 10 世界遺産登録について
- 11 道路、河川の防災対策について
- 12 利根川佐波流域下水道佐波処理区について

二 フォーラム群馬 黒 沢 孝 行

- 1 平成十七年度予算について
- 2 行政改革について
- 3 産婦人科医の確保について
- 4 外国人との共生について
- 5 介護保険の見直しに伴う課題について
- 6 食料自給率の向上について
- 7 栄養教諭制度について

三 日本共産党県議団 伊 藤 祐 司

- 1 二〇〇五年度一般会計予算案について
- 2 三十人学級の前進と教育改革のあり方について
- 3 多品目地域総合産地づくりを応援する農政について
- 4 指定管理者制度について
- 5 ハッ場ダム水没住民の生活再建について
- 6 高崎競馬場跡地の利用について

四 公 明 党 小 島 明 人

- 1 防災・安全に対する基本姿勢について

- 2 地震に強い水道施設の整備について
- 3 行政評価システムの活用策について
- 4 本県の警察行政について
- 5 医療の質の向上に向けた取り組みについて
- 6 水質保全を目的とした条例について
- 7 教育問題について
- 8 藤岡大胡線と旧前橋古河線の交差点付近の拡幅について

小島明人議員―(略)―

第二の質問は、私たちにとって最も大切な水、とりわけ地震に強い水道施設の整備につきました。食品安全会議事務局長にお尋ねいたします。

この問題は、私が今から約十年前、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、県議会に初当選し、初の一般質問の席上で取り上げて以来、県当局の方針を質してまいりました。中でも、昨年は、六、七月にかけての集中豪雨被害、そして台風二十二号、二十三号を中心として十回にわたる日本列島に大きな爪痕を残した台風被害、また、十月二十三日夕刻発生した新潟中越地震災害において、またもや私たちの生活に最も必要とされる電気、ガス、水道のライフラインに大きな被害と影響が出たのであります。

復旧のかぎを握るライフラインの中で、とりわけ水道につきましても、以前からも阪神・淡路大震災を契機に耐震性に弱点のある上水道石綿セメント管の問題がクローズアップされており、地震に強い水道施設の整備が緊急課題となっている中で、今改めてこの機会に改善に向けての取り組みについて伺いたいのであります。

す。

現在、本県の水道普及率は九十九・三％であり、全国でもベストテンに入る水準となっておりますが、昭和三十年代から四十年代に布設された石綿セメント管が老朽化しているうえに、耐震性が問われている未改修管は、私が十年前に指摘したときの上水道の総延長に対する割合が全国でワーストワンの二十六％に達し、その長さは二七五六kmもありましたが、まずその石綿セメント管の上水道の総延長に対して、今日までに何キロまで改善され、その割合においては全国ワーストワンを脱皮できたのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、国の方針として二十一世紀までに石綿セメント管の全廃を目指す方針に対して、今なお残っているこの状況についてどのような御見解をお持ちですか。

三点目は、今日、本県として耐震性に優れた水道管への布設替え促進事業のあり方や水道事業の実施主体である県内市町村では、厳しい財政事業もあって思い切った事業化を進めることができず、頭を痛めているのが現状なのであります。そこで、今後においてはいかにして地震に強い水道施設の整備に当たっていくか。そして、未だに県内の市町村においての水道管に占める石綿セメント管がどのくらいの割合で残っているのか、現状を把握するとともに県全体で各自治体の年間改修計画の現状からしますと、あと何年で改修が終了する予定かをお伺いいたします。

四点目は、水道の耐震化や緊急時の即応体制とともに、石綿セメント管が老朽管であるがゆえに、漏水という問題も放置できない問題なのであります。漏水問題は、各自治体によって違いはあ

りますが、漏水による被害額は年間一千万単位の損失にもなると聞いておりますが、石綿セメント管の布設替えの促進については、耐震性というだけでなく、水の有効活用という重要な側面もあり、十年前、そして五年前、昨年度において県内の年間給水量三億二千六百五十三万トンのうちのどのくらいの水が漏水などで活用されないのでしょうか。その被害額や主要因などについて、今後の対策を含め、食品安全会議事務局長にお伺いをいたします。

―（略）―

小澤邦寿食品安全会議事務局長 ―（略）―

まず、結論から申し上げますと、本県の水道管の石綿セメント管の布設率、全国ワーストワンという非常に不名誉な状況は、甚だ不本意ながら、現在までのところ、まだ脱却できておりません。これには幾つかの要因が考えられます。一つは、本県の上水道整備の年代が非常に早かったということがあります。もう一つは、上水道の事業主体であります市町村によって、この問題に取り組む姿勢の温度差がかなりあるということが挙げられます。例えば県内ワーストワンの長野原町では、八ツ場ダムの建設が終了するまで恐らくインフラ整備を控えているというような状況が影響しているのではないかとというふうに推察をされます。

本県の水道につきましては、議員御指摘のとおり、昭和三十年代から四十年代にかけて非常に急速に整備が進められました。当時、水道管は安価で加工しやすいという理由から石綿セメント管が非常に多く使用されておりまして、その後、対衝撃性ですとか屈曲性に劣るといふことで、これが漏水の原因になるといふこと

で昭和六十年には生産が中止となっており。以来、その更新事業を促進してまいりました。

お尋ねの石綿セメント管の更新状況についてでございますが、平成五年から平成十五年までに、上水道で一四四二km、簡易水道で二〇一km、年平均二〇kmが更新されてきておりまして、この結果、現在未更新の総延長は、上水道一三一四km、簡易水道は一〇六kmとなっております。このペースで更新が進みますと、上水道が大体九年、簡易水道が五年くらいですべて更新が終了するとう見通しがございます。

また、石綿セメント管の県全体の布設率でございますけれども、平成五年度の二六％に對しまして、平成十五年度は一〇・八％と着実に改善はされてきておりますが、各県とも国の方針に沿ってかなり急速に更新を進めていることから、布設率全国ワーストワシという状況は現在まで解消されておりません。

次に、県内における上水道の有効率、すなわち給水に対して有効に利用できる水の割合の県内平均は、平成五年度八六・一％、十年度八七・三％、十五年度八八・五％と着実に改善されてきておりますが、なお、一〇％以上が漏水などの原因で有効に利用できない状況にあります。その原因については、給配水管の亀裂や継ぎ手からの漏水、これが一番大きな原因であろうというふうに考えられます。

また、漏水の量につきましては、平成十五年度の年間総給水量三億二六〇〇万トンに対し、漏水が三八〇〇万トン以上に及んでおりまして、この損失額を水道料金ということで試算をしますと、県全体で四十億円以上になるといふふうに推定されます。

これらのことから、石綿セメント管の全廃は、漏水を防止し、貴重な水道水を有効に利用できるようにするばかりでなく地震をはじめとする災害時において水道水がライフラインとして役割を確実に果たしていくうえで必要不可欠であるという認識はしております。今後の対策としては、石綿セメント管の更新には多大な財政負担が伴うので、事業主体である市町村に対して計画的に更新を実施するよう、適切な指導、助言、情報提供を行うとともに、国庫補助事業の有効活用を促進するほか、県の「災害に強い水道づくり促進費補助」により財政支援を行っていきたいと考えております。

本会議第三日（二月二十四日）

◎ 発議案の付議（職員朗読）

議第一号議案 特別委員会の設置について

◎ 提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎ 予算特別委員会委員の選任

配付の名簿とおり指名し、委員に選任することに決定

◎ 一般質問（第一号から第百十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 中 村 紀 雄

1 防災計画と防災対策について

2 教育行政について

3 環境問題について

4 農業の活性化について

二 フォーラム群馬 桑 原 功

1 薬物・ドラッグ汚染対策について

2 消費者行政について

3 新興感染症対策について

4 アスベスト対策について

三 自由民主党 南 波 和 憲

1 地域が担う「安全安心まちづくり」について

2 森林整備に対する森林所有者への支援について

3 建設業のソフトランディング対策について

4 箱島湧水の活用について

四 自由民主党 金 田 克 次

1 公社・事業団改革について

2 スペシャルオリンピックスについて

3 教育環境の整備について

五 自由民主党 小野里 光 敏

1 観光産業振興策について

2 有害鳥獣対策について

3 こんにやく生産農家の経営安定化について

4 災害ボランティア活動について

5 冬季国体スキー競技会の開催について

6 警察官の増員と空き交番対策について

桑原 功議員―(略)―

まず初めに、薬物・ドラッグ汚染対策についてお尋ねをいたします。

若者の一部では、大麻、MDMAの使用は格好がいいという風潮が広がっているようであります。さらに、注射の必要がなく、扱いが手軽で抵抗感が少ない、音楽に合わせて踊るドラッグパーティーでファッション感覚で使われるなど、若年層の使用が拡大し、安易に手を出している傾向があるようです。警察に検挙される大半は、二十代までの初犯者であるとも報道がされております。

また、学校を舞台にした少年少女の薬物汚染事件が起きています。大麻を売買したり、大麻を買う金欲しさに盗みを繰り返したりしたとして、昨年七月、埼玉県の高校生ら少年十三人が大麻取締法違反の容疑で補導されました。この中には、自ら栽培した大麻を少年に売っていた大学生もいました。北海道の高校でも校内で大麻が見つかり、女子高校生ら十一人が大麻の所持、使用などの疑いで逮捕された事件も報道されました。

麻薬と同じような幻覚作用を持ちながら、麻薬取締法という麻薬とは化学式が少し違うだけで、同じ効果を持つ物質が脱法ドラ

ッグとして出回っているようであり、商品名で百種類以上、成分別で数十種類以上出回っています。化学構造が少し違うだけで規制の網から逃れ、公然と売買がされるとも言われています。この脱法ドラッグは、一見化粧品などのような瓶で売られ、インターネットなどでも簡単に手に入るようであり、医薬成分が含まれないため、薬事法の対象外で、芳香剤やビデオクリナーなどとして売買されることがあり、規制がしにくいいため、麻薬の指定に追いついていないのが現状です。薬物は乱用している人を確実に破壊してしまいます。どのようなものであれ、確実に乱用者の寿命を縮め、心に大きな傷を残し、体に一生消えない害を与えるものなのです。

そこで、まず、知事にお伺いをいたします。最近、問題視されているのが脱法ドラッグといわれ、合法をうたって店頭で販売されています。若者がこれをきっかけに大麻や覚せい剤という、より効き目の強い薬物に手を出していくケースが多いと言われています。そうした中で、東京都は知事指定薬物制度を創設し、脱法ドラッグの中に医薬品にしか認められない成分が含まれていて、それを薬局外で販売されることを禁止できるなどの条例の制定を予定していると聞いています。知事は、こうした制度の創設についてどのようにお考えでしょうか。

次に、県内でこうした事実はないことを確信しながら、県内高校生や中学生の薬物・ドラッグ乱用の取締りの状況について警察本部長にお尋ねをいたします。――(略)――

小寺弘之知事

脱法ドラッグの問題についてであります。

議員御指摘の、近年、若者によるいわゆる「脱法ドラッグ」、言葉を変えて言えば「合法ドラッグ」、要するに、法律にはかかっていないんだというふうに称して、合法ドラッグとも言うんだそうです。脱法ドラッグであり、合法ドラッグとも言います。脱法ドラッグの使用に伴う健康被害や事件、事故が全国的に多く発生しております。この薬物が持つ多幸感という安易な感情、それから幻覚、催眠効果といったような作用がありますので、これはゆゆしきことです。また、それを手に入れるのに簡単に手に入るということで、県内でも脱法ドラッグの乱用が拡大するのではないかと、このことで心配しているところでございます。

そして、この脱法ドラッグは、脱法ドラッグそのものも有害なものであります。議員御指摘のように、そこから始まって、麻薬等の乱用にも進んでいくきっかけになることが多いことなので、青少年に対しては、特に渡らないように、禁止するようにしていかなければなりません。

これまで、国においては、脱法ドラッグのうち、その依存性や精神毒性等が科学的に確認されたものについては、その都度、麻薬に指定しているようであります。ただ、この指定に至るまでには、場合によっては数年を要することもあって、また、つくる方も、法の網をかいくぐって巧妙につくってくるので、規制が難しいところがあるかと思っております。東京都などでは、そういったことにも注目して、これを条例等によって規制を検討しようかということもござります。

私は、これは本来ならば、国家的見地からいろいろな専門家が

研究をして、そして必要な法的規制をかけるべきであるというふうに思っております。ただ、国の動きというのも、こういう問題に関して、ややもすると慎重を期すあまり、少し遅くなってしまうというのが、この問題に限らず、国の行政にはこれまでもそういうこともありしますので、私は、専門家がよく研究をして、そして法律的にどういふところに問題があるかというようなことを関係者が真剣に考え、これからの子どもたちに対する影響、大人ももちろんでありますけれども、そういうことをきちんと対処すべきであろうと思っております。県には薬事審議会等もありますので、こういった有害な薬物乱用対策には厳しく対処してまいりたいと、このように思っております。

高橋泰博警察本部長

中学生、高校生に限って言いますれば、平成十六年中、全国では百四人が検挙されております。群馬県下におきましては、昨年、一昨年と中学生、高校生の検挙はございません。過去十年間について見てみますと、平成十二年に六名の検挙がございました。高校生五人、中学生一人という覚せい剤事犯の検挙がございました。このように、過去の検挙例で見ると限りにおいては、本県下、中高生の中に薬物乱用が広まっているということは必ずしも申しない状況であると思えます。ただ、事案の性質上、潜在化している可能性もございます。あるいは学校という場で、例えば同級生の間で急速に汚染が拡大する。そこで初めて顕在化、表面化するといった、そういう危うさがこの薬物事犯についてはございます。

加えて、現下の社会的風潮とか、特にMDMAなどの合成麻薬

は、それを用いることについて抵抗感があまりない、そういう指摘もされておりますし、また、一部薬物は入手も比較的容易といったような事情がございます。好奇心に駆られて、つい手を出したといったことが有職少年の検挙例でも多々見られるところから、県の「薬物乱用防止対策推進本部」とも緊密に連携しながら、また、教育委員会、学校なども連携して、密売人の検挙、薬物乱用防止を兼ねた非行防止教育の開催など、引き続き鋭意推進してまいりたいと考えております。

南波和憲議員―(略)―

地元吾妻郡東村の「箱島湧水」の活用についてお伺いします。吾妻郡東村大字箱島には、太古の昔から「箱島湧水」と呼ばれる湧き水があります。日量三万一千トンと言われる大量の清水が木立の中からわき出しています。現状、この水のひとつが導水管を通り、県営の箱島養鱒センターに運ばれています。およそ七千トンほどが地域に分けられ、様々な用途に使われています。飲み水やかんがい用水として、あるいは蛍の育成に、消防の水利として、また、鳴沢川の維持用水として利用されています。

湧水地へ向かう道は狭く、その水を採取する人々が運ぶための一輪車が所狭しと置かれています。また、蛍の育成地は、県農業局の力添えを得てピオトープのように整備され、源氏蛍や平家蛍の乱舞する頃には、地区の伊香保温泉の宿泊客がマイクロバスを連ね、見物客でごった返します。村では、この資源を地域再生の切り札と考えていますし、蛍育成のためのボランティアの方々の熱意は大変なものがあります。

昭和二十年代、日本発送電の手によって吾妻川水系の発電事業が行われ、箱島発電所が建設されました。地域には、明治の頃から、この湧水を利用した発電所がありました。群馬県がマスの試験場をつくるときに廃止され、この水利権は県に移りました。

県では、以来、この水を利用し、マスを中心とする研究を行ってきましたが、築後五十年、昨今、地元の人たちを中心に、その老朽化を心配する声が出ています。「導水管の腐食が進んでいるようだ。」「マスの試験池に漏水があるようだ。」それらの声とともに、「名水を村の活性化にうまく利用できないだろうか」という声も聞こえます。

これらの状態を踏まえ、何点かにわたって農業担当理事にお伺いします。

第一に、この箱島養鱒センターの大規模改修が必要と思われるが、どのように考えていますか。

第二に、導水管の腐食を心配する声があり、また、この導水管が村道に沿って布設されているため、道路の拡幅ができず、湧水に訪れる人や虫観賞の人々が大変に不便していることを踏まえ、養鱒センターを湧水地のすぐそばに建設した方がよいと思いが、どのように考えていますか。

第三に、「水の温度や水質からみて、このセンターではマスの研究は川場に任せてヤマメの研究を行ったかどうか」という声があります。現状、どのようになっているのかお聞かせください。

また、企業管理者に伺いますが、これだけの大量の湧水であり、明治四十三年以来、発電の用に供されていたことを考えると、発電施設の建設も可能ではないかと考えられます。企業局において、

その可能性について検討を進めていると仄聞しておりますが、その可能性はいかがでしょうか、お尋ねいたします。――(略)――

加藤光治農業担当理事

箱島養鱒センターは、昭和二十九年に設立されまして、ヤマメを初めとしますマス類の飼育技術の研究や卵・稚魚の生産・供給、養殖業者への技術の普及・指導、河川上流域の魚類の生息環境調査等を行っております。

まず、第一点目の箱島養鱒センターの大規模改修の必要性についてでございますが、県としましては、ヤマメなどの研究や種苗生産を進めるに当たりまして、この現在地が適地と考えております。老朽化施設につきましては順次改修を行ってきたところでありまして、当面大規模改修の必要性はないものと考えております。

二点目の道路拡幅等への対応も念頭に置いた養鱒センターの上部への移設についての提言であります。導水管に漏水の可能性がある場合には順次改修を行ってきております。導水管の存在と道路拡幅との関連につきましては、地元からの要請も受けているところでありまして、基本的にはでき得る限り可能なことを協力する姿勢でございます。発電計画とも関連するような要素がありまして、村及び関係機関等とよく協議を継続してまいりたいと思っております。

また、養鱒センターの上部への移設に関してでございますが、まず、現在地を適地であると考えていること。上部の方の地形ですが、急峻で平坦地がないというような条件、さらに、当該その上部への移設については多額の事業費を要すると想定されること

等から極めて難しいことであると考えるております。

三点目のヤマメの研究についてでございますが、既に箱島養鱒センターではヤマメの試験研究を主力に実施しております。ニジマスの研究は川場にある川場養魚センターが中心に行っております。なお、川場養魚センターは、水量が少ないわけでございます。試験地も限られていることから、箱島養鱒センターでニジマスの系統保存を行うなど業務を分担しまして、効果的な研究の推進に努めているところであります。

なお、お話の点にしましては、過日、東村村長さんから県あて陳情もございました。「箱島湧水を活用して村おこしをしたい」という趣旨自体は理解できるところであります。養鱒センターの上部への移設等についてはなかなか難しいところもありますが、基本的に村おこしということに関する村の構想自体が我々にとつていま一つ具体像をつかめていないところがあります。村の構想が、その役割も含めて目に見える形になってまいれば、当該その構想に基づきまして県機関である養鱒センターとしてどのようなことができるのか、どのような協力ができるかということを検討していくことも可能ではないか、このように思っております。

関根宏一企業管理者

近年、溪流や農業用水等の未利用落差を利用しました小水力発電が環境対策上注目されている中、経済産業省におきましては、「小水力資源有効活用技術開発調査」を行っております。そこで、箱島湧水を活用した発電所の開発調査をお願いしておりますけれども、平成十六年度に調査地点に選定されまして、現在、新エ

ネルギー財団で水車・発電機器の技術開発による立地の可能性調査を行っております。

現時点における調査の状況でありますけれども、最大出力二〇から一三〇キロワット、年間発生電力量約一〇〇キロワットアワーの発電規模の立地が可能であると聞いております。企業局といたしましては、国の調査結果を踏まえまして、水利権や東村の「名水の里エリア整備構想」との整合、採算性など解決すべき課題が数多くありますけれども、今後、事業化の可能性を十分検討してまいりたいというふう考えております。

◎休会の議決

二月二十五日は議案調査のため本会議を休会とすることに決定

本会議第四日（二月二十八日）

◎諸般の報告

予算特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎一般質問（第一号から第百十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 安楽岡 一 雄

1 三位一体改革と本県のこれからについて

- 2 雇用支援対策について
- 3 子育て支援と少子化対策について
- 4 学校支援について
- 5 安全な地域社会を構築していくために
- 6 国道三五四号について

二 フォーラム群馬 塚原 仁

- 1 警察行政における取り組みについて
- 2 外来魚対策について
- 3 学校教育の取り組みについて
- 4 美術館の振興について

三 自由民主党 真下 誠治

- 1 特別養護老人ホームの入所待機者解消対策について
- 2 地球温暖化防止対策について
- 3 地下水汚染と畜産廃棄物処理について
- 4 森林環境教育の推進について

四 自由民主党 金子 浩隆

- 1 「ぐんまらしいグリーンツーリズム」の推進について
- 2 子どもの安全確保と「子ども一〇番のいえ」について
- 3 森林バイオオマスの活用推進について
- 4 沼田市の沼須地区における県営畑地帯総合整備事業と住宅団地事業からの撤退について

五 自由民主党 平田 英勝

- 1 消防本部の統合について
- 2 有害鳥獣の捕獲について
- 3 地元問題について

金子浩隆議員 ― (略) ―

次に、森林バイオオマスの活用推進について伺います。既に本会議、先ほどの質問でも議論されており、今月十六日に京都議定書が発効し、いよいよ国際的な枠組みの中で地球温暖化対策が本格的にスタートします。我が国も、二〇〇八から二〇一二年までの第一拘束期間で、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を九〇年比で六%削減する必要があります。これは国際法的な義務付けであると同時に、京都会議の議長国として責任を持って達成しなければならぬ目標数値であると考えております。

この京都議定書の目標達成に向けて、国はもとより今後あらゆる分野の関係者が情報を共有し、協力・連携しながら、しっかりとした取り組みを進めていくことが必要です。特に我が県としても、我が地域の特色を活かした実効性の高い対策を打ち出していくことが重要であると考えます。

我が群馬県は、面積の約三分の二が森林であり、そこには間伐材、林地残材等、豊富な木質バイオマスがあります。こうした森林バイオマスは、石油などの化石燃料、核燃料と違い、間伐や植林等を適切に行えば、自然の循環の中で再生され、枯渇することはありません。また、燃料として燃やしても、待機中の二酸化炭

素を増やすことはなく、温暖化対策として極めて有効であると聞いております。

京都議定書の我が国の削減目標である六％。そのうち三・九％は森林による吸収が見込まれており、森林バイオマスの活用により森林の整備が進めば、二酸化炭素の吸収源対策としても大きな効果が期待されます。一方で、製材所から出るこっぱ、端材等は、有効にリサイクルしようにも、県内においては具体的なルートの整備が十分でないのが現状です。さらに、平成十四年五月から建設リサイクル法が施行され、家屋解体木くずについてもリサイクルが求められています。こうした木くずは、チップ化まではいっても、その後の利用が思うように進んでいないとも聞いております。

そこで、地域の活性化への期待も含め、環境県ぐんまを標榜する我が県にとって極めて多くの可能性を持ったこの森林バイオマスの循環利用に関し、経済性や安全性も含め具体的な情報を広く提供し、県民や関係者の理解を得るとともに、積極的に活用推進していく必要があると考えますが、現状と今後の取り組みについて、環境・森林担当理事にお伺いいたします。―(略)―

二見秀隆環境・森林担当理事

森林バイオマスの活用推進についてお答え申し上げます。森林バイオマスの活用推進に対する県の取り組み状況についてでございますが、地球温暖化問題や廃棄物問題が顕在化する中で、生物に由来した再生可能な資源でありますバイオマスの利活用が注目されています。県といたしましては、国の「バイオマス・ニ

ッポン総合戦略」を踏まえまして、昨年九月に全庁十五課で構成しますバイオマス利活用推進連絡会議」を設置して、関係課の情報共有化や関連する新技術情報の収集等に努めてきたところでございます。今年度は、県内のバイオマスの利活用を総合的に推進するための「マスタープラン」を策定するほか、「バイオマス活用推進ハンドブック」の作成や「バイオマス活用事例研修会」などを実施いたしました。県民に対する普及・啓発や関係者への情報提供等を行うこととしております。

議員御指摘のように、本県は県土の約三分の二に当たります四十二万ヘクタールが森林でございます。利根沼田、吾妻地域、西毛地域を中心といたしまして製材の過程で発生いたします残材や林地残材などの森林バイオマスが豊富にございます。また、木造家屋の解体に伴いまして発生する建設木くず等も同じ木質バイオマスでありまして、これらを資源として有効に利用することができれば、環境の保全とあわせて地域の活性化にもつながるものと考えております。

製材残材や建設木くず等は、今後、発生量の増加が見込まれておりまして、素材としてだけの利用では量的に処理できない状況にあります。今後は、エネルギー利用を含む循環利用の拡大が求められております。木質バイオマスのエネルギー利用につきましては、小規模で効率のよいガス変換技術を応用した発電や熱供給事業への期待が高まっております。県といたしましては、昨年度から下仁田町が実施しております木質バイオマスを利用いたしましたモデル事業に対し支援を行うとともに、今年度は、鬼石町と共同して、県内で発生する建設木くず、剪定枝などを利用

した発電・熱供給事業の実施可能性について、産学官の連携によりまして調査・研究を行っているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、バイオマスのエネルギー事業等の検討結果をしっかりと検証、評価いたしましたして、地域において事業化が可能と判断される事業につきましては、実施に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

なお、木質バイオマスの利活用につきましては、県民の理解・協力が重要でありますので、引き続き情報提供を密に行うとともに、県内各地域におけます新たな取り組みにつきましても、地域の実情を踏まえて支援をしてまいりたいと考えております。

平田英勝議員

明日、三月一日から、全国一斉の春の火災予防週間ということになっております。その関係ではございませぬけれども、消防本部の統合についてまず最初に質問させていただきます。

市町村合併が今年の三月三十一日の合併に伴う財政支援特例法により実現してきました。そのような中において、従前の広域消防の枠組みを超えて合併する自治体もあらわれてきております。また、住民の民意により自立の方向で広域消防組合からやむなく外れた自治体は、弱小のため、消防業務の運営は非常な財政的リスクが懸念されております。

十年前の阪神・淡路大震災のときには、近隣各県・各地から消防活動に参加されても、あのような大災害が発生いたしました。そして、昨年十一月に発生した新潟県中越地震、世界的に問題となっている異常気象による風水害等、大災害が起こったときにも

考えられますが、東京消防庁のような指示系統がひとつであれば、どのような合併の枠組みであった場合でも、いつ発生するかかわらない大災害時の対応もスムーズにいくと思われれます。

先の十二月議会において久保田議員もこの件について質問をしておりますが、そのときの総務担当理事の答弁は、「全国でも広域消防によるスムーズな取り組みをしている県は二県、そのうちの一県が群馬県で、非常に効率よく運営されている」と答えておりました。地域機関の再編による五つの県民局単位で考えていると答弁をしております。

そこでお伺いいたしますが、今後ますます進むと思われる合併から外れた弱小単自治体の消防業務の円滑を、警察組織のような指示系統の一元化——知事は群馬県の消防協会長でもありません。県民の生命・財産を守る重要な責務を持つ消防については、人一倍深い御理解をいただいているものと思われれます。合併問題では、広く県民から県の指導性がないと批判もありましたが、この消防に限っては大切な生命・財産を守る重要な責務があります。平成十七年度からは三年計画で各市町村と連携して行う通信システムの再整備が計画されております。せっかく膨大な予算を投入しての事業です。県主導により組織改革ができれば、消防・防災の効率改善と経費の節減は大いに期待できるものと思われれます。県民局単位でなく、一元化への方向性を検討されてみてはいかがでしょうか、知事にお伺いいたします。

小寺弘之知事

平田議員の質問にお答えいたします。

消防本部を統合してはどうかという御質問であります。

現在、群馬県では、広域市町村圏を基本とした十一の消防本部の体制をとっております。これは昭和四十年代に構成されたものであります。消防は原則として市町村の事務になっておりますので、これを十一にまとめているというのは、全国的に見れば、御質問の中にもありましたように、まとまっている方なのでございます。ただ、その後、今日まで交通・通信環境が様変わりして、また一方、住民生活や社会経済活動も著しく広域化しております。また、市町村合併あるいは三位一体の改革等をやっていく中で、市町村の財政基盤が強化されるであろうというふうに想定されま

す。したがって、指揮命令系統あるいは組織運営を効率化して、実際の災害対応力を充実させる面でも、消防本部の広域化、そして共同化は望ましい方向であると思っております。

消防については、都知事が管理する東京消防庁のような例外、これは唯一の例外でございますが、それを除いて、先ほど申しましたように、いわゆる「自治体消防」、市町村の事務というふうになされておりました、制度の上からは県内の一元化というのは想定されていないわけでありすけれども、事務の委託や一部事務組合などを活用した一層の広域再編は可能であります。

そこで、各消防本部に莫大な投資が行われます消防救急無線のデジタル方式への転換が――最終期限は平成二十八年五月というふうに聞いておりますが、それまでにはデジタル方式に転換されます。そういった通信手段の充実もありますので、将来の一元化を視野に入れつつ、まず、通信指令システムの共同運営化などはやっていった方がいいのではないかと思ひますし、また、議

員御指摘の方向へ組織も指揮命令系統もそういう統合化を目指すということもひとつの考え方ではないかと思っております。

ただ、消防の精神として、地域のことは地域で守るといふ自治体消防の精神は、これは尊重されなければならぬと思ひます。そうした中で、関係者と相談し、消防に寄せる県民の期待にこたえて、広域化・共同化に取り組んでまいりたい、このように考えております。

本会議第五日（三月一日）

◎一般質問（第一号から第百十三号までの各議案及び承第一号を議題とし、上程議案に対する質疑及び一般質問）

○本日の発言通告

一 自由民主党 金子泰造

1 県立女子大学及び外国語教育研究所について

2 間伐材を飼料として活用する新技術について

3 地元問題について

二 改革クラブ 石関貴史

1 行政機構改革について

2 群馬の教育について

三 自由民主党 木暮繁俊

1 食品安全対策について

- 2 介護保険制度の改革について
- 3 国民健康保険制度の改革について
- 4 障害児歯科の現状と今後の取り組みについて
- 5 西毛広域幹線道路について

四 自由民主党 橋 爪 洋 介

- 1 精神保健福祉について
- 2 住民センター建設費補助金について
- 3 環境問題について
- 4 日本におけるドイツ年について

五 自由民主党 石 原 条

- 1 市町村合併について
- 2 犯罪に対する社会全体としてのセキュリティの構築について
- 3 納税者の利便性確保について
- 4 街路樹等の管理について
- 5 危険遊具について

橋爪洋介議員―(略)―

新年度予算案においても、五千四百万円計上されている住民センター建設補助金についてですが、十八年度に廃止されるというお話をいただいております。昨年十二月定例会本会議においても、本施策に対して、小さな自治に対する答弁の中で、知事は「ハードだけでなく、むしろ内容、ソフトの方の充実というのが大事な

時期ではないかと思っております」とお答えになっております。地域の方たちが本当に必要と肌で感じて、皆さんに理解をいただきながら、一所懸命に建設資金や改築資金を積み立てているという努力型の事業に対する補助金であり、私は非常に評価しております。

昨今、地域の安全や学校教育などの分野を中心に、官から民へのお願い事が増えておりますけれども、活動拠点がなければ始まらないのも事実でありますし、高齢社会の現代、人口の多くを占める御高齢者たちの趣味の場が不足していたりとの声も数多く聞こえます。廃止されようとする理由について、お聞かせください。また、切実な問題として、現在既に積み立てを始めてしまっている自治会や町内会に対しては、今後どのように対応されるのか、御答弁をお願いいたします。

それと、昨年のある日の夜中だったので、たまたまNHKを見ておりました、NHKスペシャル「町の安心を取り戻せ」というものを見ました。これは鹿児島市の取り組みで、校区公民館制度なるものを紹介しておりました。ちょうどその頃議会におきましては、活発に治安回復について議論されていた頃なので、眠い目をこすりながら見ておりました。

鹿児島市では、昭和六十年代の急激な青少年犯罪の増加に対し、様々な施策を展開しましたが、この中のひとつが校区公民館制度でした。簡単に言いますと、小学校の中に公民館をつくって、地域と学校の連携を構築し、子ども、その親、そして御高齢者との交流を創造したというもので、結果、青少年犯罪が激減したという成功事例でした。なるほどなと感心しながら番組を見ておりま

した。確かに、住民センター、公民館、学校へは支援が別ルートなので難しい問題もあろうかと思いますが、考えようによっては、学校の空き教室対策や地域の住民センター不足や増える青少年犯罪対策、治安回復対策ほか一石二鳥にも三鳥にもなるようなシステムではないでしょうか。

十二月の人づくり特別委員会でも御紹介させていただき、保健・福祉・食品担当理事や教育委員会次長におかれましては、「ひとつの例として応用すべき課題」であるとか、「このような複合施設についても考えていきたい」という御感想をいただきました。学校現場においては、学校支援センターの試験的取り組みを展開されておりませんが、私がテレビで見ました校区公民館制度とは、目的の出発点が少し異なるような気がします。このような校区公民館制度について、私は様々な効果が得られるのではないかと考えておりますけれども、総務担当理事の御所見をお伺いいたします。――(略)――

高木 勉総務担当理事

住民センター建設費補助金についてお答えをいたします。

住民センターの建設につきましては、地域住民の連帯感や共同意識を醸成するという目的を持って、昭和五十四年にこの補助制度を創設いたしました。以来、平成十六年度までの二十六年間に一千三百五十二の住民センターの建設に対しまして、約二十七億七千万円の補助を行ってきたところであります。補助金の成果が大きく出てきていると思えます。そしてこの補助金の役割も大きく果たしてきたと考えております。

お尋ねの補助金を廃止する理由でございます。これまで、ただ今申し上げましたように、長期間にわたりまして多額の補助金を投入いたしました。この施設整備を進めてまいりました。そして、おおむね基本的な施設の建設は一巡をいたしまして、所期の目的が達成されたと考えております。また、市町村合併などが進みまして、市町村の行財政基盤も強化されてきております。そういう中で、地域住民のコミュニティ活動の拠点であります住民センターの建設につきましては、住民の顔の見える住民に最も身近な自治体であります市町村がその中心的な役割を果たしていくことが適当ではないかと考えたところでございます。

そのため、県では以上のような観点から見直しを行いまして、この補助事業を平成十六年度をもって廃止をし、平成十七年度からは新たに「地域コミュニティ支援事業」を創設することとしたところでございます。従来のハードを中心とした支援から、ソフト中心の住民自治組織のやる気を支援していく、そういう補助制度に県民局を中心に再構築をしていくものでございます。

新年度予算案は、全体で一億円でございますがこのうち四千六百万円を新制度分に充てる予定でおります。なお、これまで積立を行ってきたる団体もございまして、その積み立てを行ってきたる団体に対する経過措置を講ずる観点から、五千四百万円を旧制度分として計上しております。この経過措置については、平成十六年度三月末までに住民負担金の積み立てを開始した住民自治組織に配慮して設けたものでございます。十七年度の一年間について、この経過措置を設けることとしております。このことを十六年の二月に関係市町村に通知をしているところでござい

す。現在、市町村へ改めて要望箇所を照会中でありまして、その結果に基づいて補助対象施設を確定してまいりたいと考えております。

次に、鹿児島県でやっております校区公民館制度についてのお尋ねでございます。

この鹿児島県の校区公民館制度については、小学校区単位に校区公民館といったものを位置付けまして、地域の大人と子どもの交流を深め、そして地域の安全などの観点から、有効に機能していると伺っております。

群馬県といたしましては、新たに創設いたします「地域コミュニティ支援事業」において、町内会などの住民自治組織を事業主体に、第一に、自ら提案し設置する特に先駆的な地域づくり活動に資する施設整備、第二に自ら行う資材等の経費などの施設整備、第三に自ら行う特に先駆的な地域づくり活動に要する経費などについて支援をする予定でございます。鹿児島県の校区公民館制度の趣旨のようなものもこの中には含まれてくると思います。この補助金を通じまして、それぞれの地域コミュニティが自主的な活動を続けることに対して、県としても支援をしてみたいと考えております。

◎議案の委員会付託

第一号議案から第百十三号議案及び承第一号については、それぞれ所管の常任委員会に付託した。

◎休会の議決

三月二日から四日の三日間は、委員会審査等のため本会議を休会とすることに決定

本会議第六日（三月七日）

◎第七十二号から第百十二号までの各議案及び承第一号を議題とした委員長報告

木暮繁俊保健福祉常任委員長、金子一郎環境農林常任委員長、真下誠治産業経済常任委員長、松本耕司県土整備常任委員長、田所三千男文教警察常任委員長、金田克次総務常任委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

○松本耕司県土整備常任委員長（概要）

最初に、道路関係では、渋滞の激しい国道十七号和田橋付近で行われている高松立体交差事業について、事業の進捗状況が質疑されるとともに、聖石橋の架け替え事業の進捗状況、並びに交差点の渋滞解消に低コストで効果の高い「交差点すいすいプラン」の事業実績と今後の計画が質疑されました。

次に、八ッ場ダム関係では、国から示された代替地の分譲価格が高く、また、既に町外に転出した者も多数いるなどの点から、現地生活再建をどう進めていくのか当局の見解が求められるとともに、町外転出者を呼び戻す施策や、ハードとソフトの両面で思い切った支援策を講じる必要があるとの点で意見が交わされました。

た。

○金田克次総務常任委員長（概要）

初めに、県職員のメンタルヘルスに関連して、産業医の設置に向けての人选、事務所の設置場所、準備状況等について質疑が交わされるとともに、県職員団体と連携して職員の健康管理を進めるべきとの意見がありました。

続いて、今年四月から全面施行される「個人情報保護法」に関連して、現在の準備状況や個人情報管理、運用、運営形態について質疑されました。

次に、愛県債の発行に関連して、担当局について質疑されるとともに、病院の評価について、県の見解が求められました。

◎討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 一部反対の討論

◎採決

各議案は委員長報告のとおり可決及び承認

◎発議案の付議（職員朗読）

議第二号議案 特別委員会の設置について

◎提案説明及び委員会付託を省略し、採決

本発議案は原案のとおり可決

◎行財政改革特別委員会委員の選任

配付の名簿のとおり指名し、委員に選任することに決定

◎諸般の報告

行政改革特別委員会の正副委員長互選の結果報告

◎休会の議決

三月八日から十一日及び十四日から十七日の八日間は、委員会審査等のため本会議を休会することに決定

本会議第七日（三月十八日）

◎第一号から第七十一号及び第百十三号までの各議案及び各請願を議題とした委員長報告

木暮繁俊保健福祉常任委員長、金子一郎環境農林常任委員長、真下誠治産業経済常任委員長、松本耕司県土整備常任委員長、田所三千男文教警察常任委員長、金田克次総務常任委員長、根岡一雄安全・安心なくらし特別委員長、星野 寛環境共生社会特別委員長、荻原康二行政改革特別委員長から、それぞれの委員会における審査の経過及び結果について報告があった。

◎田所三千男文教警察常任委員長（概要）

初めに、教育委員会関係であります。まず、文部科学大臣が

見直し発言を行うなど、議論を巻き起こしている「ゆとり教育」について教育長の見解が求められたほか、総合的な学習の時間の実態やその評定方法、学校週五日制の問題点、高校の土曜補習の実態、長期休業期間の縮減状況等、様々な観点から質疑が交わされました。

次に、教員採用に際して工夫している点、初任者研修のあり方、教員養成に関する群馬大学との連携状況などについて質疑が行われるとともに、今後の退職者と採用者数の見通しや、今年度採用教員の退職状況について当局の説明が求められました。

続いて、この春行われた高校入試の試験問題について、その全般的評価が求められるとともに、各高校で自ら問題を作成する自校入試制度が導入されたことから、その実施状況や評価について議論が交わされました。

続いて、警察本部関係であります、新年度の信号機設置予定数が必要とされる箇所数を大きく下回ることから、効率的に設置する方法等について議論が交わされました。

次に、キャッシュカードを偽造する犯罪が頻発したことから、その対応策について質疑が行われました。

また、違法駐車取り締まり関係事務の民間への委託制度が平成十八年六月から全国一斉に導入される予定であることから、本県における取り組み方針について質疑が行われました。

○関根 剛 予算特別副委員長（概要）

初めに、三位一体改革に関連して、知事の基本的なスタンスをはじめとして、国と地方の役割分担について質疑されるとともに、

市町村への権限移譲について論議されました。

また、行政改革に関連して、指定管理者の選定基準や公社事業団の見直し状況について質疑されたほか、内部事務の外部委託や事務の集中化による経費削減効果等について論議されました。

続いて、小寺 ヴィジョン（マニフェスト）の実現について論議され、知事の選挙公約は執行機関との間で事前調整されているか質疑されました。

また、県営競輪事業に関連して、今後の対応についての県の考え方が質疑されました。

続いて、行政が行うべき範囲や行政改革を進める上での議会対応について質疑されるとともに、「小さな自治推進室」を県民局に設置することのについて県の考え方が質されました。

次に、当初予算に関連して、編成に当たった知事の基本的な考え方や、県民要望がどのように反映されたか質疑されるとともに、今後の経済の見通しについて知事の所見が質されました。

次に、県立病院改革に関連して、医療体制整備のあり方や改革の現状について質疑されるとともに、県立精神医療センターの病床減の理由や民間委託等による合理化について論議されました。

○星野 寛 環境共生社会特別委員長（概要）

初めに、廃棄物の資源としての利活用について議論が交わされ、がれき類、金属くず等の安定五品目を徹底的に分別し、再資源化を進め、最終処分場を不要とするような新たな観点から廃棄物問題に取り組みが必要なのではないかと指摘されました。

さらに、来年度策定が予定されている「一般廃棄物処理マスタ

「プラン」の策定方針について質疑がなされました。

続いて、来年度から浄化槽の法定検査に新方式が導入されることを巡り、導入の経緯、新方式の実施内容などについて議論が交わされるとともに、従来の方式で検査実施率が低かった理由について当局の見解が求められました。

次に、地下水から表流水利用への転換が進む中、本県における地盤沈下の状況や、地下水活用の考え方について質疑が行われました。そして、地下水は地震等の災害時にも活用できることから、その検討を求める要望がなされました。

次に、下水汚泥の再利用の状況について質疑が行われ、肥料として利用するに当たり、汚泥に含まれる重金属の扱いなどについて議論が交わされました。

最後に、今年一月から本格施行された自動車リサイクル制度を巡り、その運用状況の評価について当局の見解が求められたほか、許可業者等の状況、リサイクルの実施状況について質疑が行われました。

◎討論

日本共産党県議団	早川昌枝	一部反対の討論
自由民主党	五十嵐清隆	賛成討論
フォーラム群馬	塚越紀一	賛成討論
公明党	小島明人	賛成討論

◎採決

各議案及び各請願は委員長報告のとおり可決及び決定

◎発議案の付議（職員朗読）

議第三号議案 県議会議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第四号議案 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の整備に関する意見書

議第五号議案 社会保障制度の抜本的改革を求める意見書

◎提案説明及び委員会付託を省略し、討論

日本共産党県議団 伊藤祐司 議第五号議案に対する反対討論

◎採決

各発議案は原案のとおり可決

◎特定事件の継続審査

配付一覧表のとおり閉会中の継続審査に付することに決定

会議結果

一 議案審査の状況

知事提出議案百十五件（うち可決百十五件）

議員提出議案五件（うち可決五件）

二 請願の審査状況

請願三十五件（うち採択十二件、不採択一件、審査未了一

件、継続審査二十一件）